

平成 17 年 10 月

にかほ市議会臨時会会議録

平成 17 年 10 月 11 日 開 会

平成 17 年 10 月 12 日 閉 会

にかほ市議会

平成 17 年第 1 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 17 年 10 月 11 日第 1 回にかほ市議会臨時会がかほ市象潟公民館 2 階大ホールに招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	18 番	土井	一美
19 番	池田	好隆	20 番	梶原	澄夫
21 番	伊藤	知	22 番	佐々木	正己
23 番	村上	次郎	24 番	山田	明
25 番	高橋	二郎	26 番	飯尾	善紀
27 番	佐々木	弥四夫	28 番	佐藤	功
29 番	佐藤	文昭	30 番	小川	正文
31 番	本藤	敏夫	32 番	佐藤	範義
33 番	菊地	衛	34 番	宮崎	信一
35 番	伊藤	晃	36 番	須田	鉄郎
37 番	佐々木	元	38 番	齋藤	信義
39 番	池田	敏郎	40 番	佐々木	正明
41 番	市川	雄次	42 番	佐々木	栄
43 番	佐々木	春男	44 番	須田	金一
45 番	加藤	光裕	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

1、本日の出席議員（ 47 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦

7 番	佐藤元	8 番	斎藤和夫
9 番	池田甚一	10 番	板垣英雄
11 番	宮本久美子	12 番	工藤久市
13 番	加藤照美	14 番	長谷川誠
15 番	佐々木正雄	16 番	佐々木正勝
17 番	竹内賢	18 番	土井一美
19 番	池田好隆	20 番	梶原澄夫
21 番	伊藤知	22 番	佐々木正己
23 番	村上次郎	24 番	山田明
25 番	高橋二郎	26 番	飯尾善紀
27 番	佐々木弥四夫	28 番	佐藤功
29 番	佐藤文昭	30 番	小川正文
31 番	本藤敏夫	32 番	佐藤範義
33 番	菊地衛	34 番	宮崎信一
35 番	伊藤晃	36 番	須田鉄郎
37 番	佐々木元	38 番	齋藤信義
39 番	池田敏郎	40 番	佐々木正明
41 番	市川雄次	42 番	佐々木栄
43 番	佐々木春男	44 番	須田金一
45 番	加藤光裕	46 番	佐々木正勝
47 番	榊原均		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内享一	参	事	佐藤正
庶務係長	藤谷博之	主	査	佐々木美佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長職務執行者	巴徳雄	教 育 長	大久保敬一
総務部長	須田正彦	市 民 部 長	笹森和雄
産業建設部長	金子則之	仁賀保市民サービスセンター長	阿部五郎
金浦市民サービスセンター長	三浦忠彦	象潟市民サービスセンター長	松野勝弘
教育次長	佐藤定夫	ガス水道局長	宮崎俊雄

消 防 長 高 橋 誠 収入役職務代理者 齋 藤 乃 里 子

選挙管理委員会事務局長 佐 藤 正 記
兼監査委員事務局長

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成17年10月11日(火曜日)午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙
- 第6 議席の指定
- 第7 議提第1号 にかほ市議会会議規則の制定について
- 第8 議提第2号 にかほ市議会委員会条例の制定について
- 第9 議提第3号 にかほ市議会事務局設置条例の制定について
- 第10 議提第4号 にかほ市議会広報の発行に関する条例の制定について
- 第11 議提第5号 にかほ市議会傍聴規則の制定について
- 第12 常任委員の選任
- 第13 議会運営委員の選任
- 第14 議会広報編集委員の選任
- 第15 にかほ市農業委員の推薦について
- 第16 議長の常任委員辞任の件
- 第17 当局提出議案の上程・提案理由の説明

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

事務局長(竹内享一君) 私のほうから申し上げます。

本臨時会は、合併後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の佐々木弥四夫議員を御紹介申し上げます。お願いいたします。

【臨時議長(佐々木弥四夫君)議長席に着く】

臨時議長（佐々木弥四夫君） ただいま紹介されました佐々木弥四夫であります。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願
いたします。

なお、議事の進行につきましては、にかほ市議会会議規則がこの後、議員提出議案で提案される
会議規則に準じて進行いたしますので、御理解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 47 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまか
ら平成 17 年第 1 回にかほ市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。

.....

【指定された仮議席】

1 番	池 田	好 隆	2 番	本 藤	敏 夫
3 番	板 垣	英 雄	4 番	竹 内	賢
5 番	佐々木	元	6 番	佐々木	春 男
7 番	佐 藤	文 昭	8 番	佐 藤	功
9 番	榊 原	均	10 番	佐々木	弥 四 夫
11 番	佐々木	正 雄	12 番	佐々木	栄
13 番	佐々木	正 勝	14 番	菊 地	衛
15 番	佐々木	正 己	16 番	莊 司	範 彦
17 番	村 上	次 郎	18 番	齋 藤	信 義
19 番	工 藤	久 市	20 番	山 田	明
21 番	佐々木	正 明	22 番	小 川	正 文
23 番	飯 尾	善 紀	24 番	長 谷 川	誠
25 番	伊 藤	知	26 番	竹 内	睦 夫
27 番	佐々木	春 男	28 番	佐 藤	範 義
29 番	加 藤	光 裕	30 番	黒 田	直 孝
31 番	斎 藤	和 夫	32 番	佐々木	正 勝
33 番	宮 崎	信 一	34 番	宮 本	久 美 子
35 番	池 田	甚 一	36 番	市 川	雄 次
37 番	須 田	鉄 郎	38 番	伊 藤	晃
39 番	加 藤	照 美	40 番	土 井	一 美
41 番	池 田	敏 郎	42 番	飯 尾	明 芳
43 番	佐 藤	元	44 番	梶 原	澄 夫
45 番	佐々木	勇	46 番	高 橋	二 郎

臨時議長（佐々木弥四夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は投票によって行います。議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

臨時議長（佐々木弥四夫君） ただいまの出席議員は47名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、1番池田好隆議員、2番本藤敏夫議員、3番板垣英雄議員を指名いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用がありませんので、これらの票は無効となりますので、氏と名をフルネームで、はっきり記入お願いいたします。また、同姓同名の場合は、氏名の上部に仮議席番号を記入してください。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

臨時議長（佐々木弥四夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（佐々木弥四夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

臨時議長（佐々木弥四夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

臨時議長（佐々木弥四夫君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

臨時議長（佐々木弥四夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番池田好隆議員、2番本藤敏夫議員、3番板垣英雄議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人池田好隆君、本藤敏夫君、板垣英雄君立ち会いの上、開票】

臨時議長（佐々木弥四夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数47票、有効投票47票、無効投票なし。有効投票のうち、榊原均議員22票、飯尾善紀議員15票、工藤久市議員6票、佐々木弥四夫議員3票、竹内睦夫議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票です。したがって、榊原均議員が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

臨時議長（佐々木弥四夫君） ただいま議長に当選されました榊原均議員が議長におられますの

で、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

榊原均議員、返事をお願いいたします。

【9 番（榊原均君）「はい」と呼ぶ】

臨時議長（佐々木弥四夫君）議長席にお着き願います。

これで臨時議長の任務は終わりました。どうもありがとうございました。（拍手）

【臨時議長（佐々木弥四夫君）議長席を退き、議長（榊原均君）議長席に着く】（拍手）
事務局長（竹内享一君）議長から就任の挨拶があります。

議長（榊原均君）（起立）ただいま投票の結果、この若輩者の私に御指名をいただきまして、本当に光栄でございます。合併後の議会ということで、47 名の議員が来年の 4 月まで、在任特例という期間、市議会の議員としてこれから御活躍されるわけですが、何とか議会の皆さんが丸となって、この合併がスムーズにいくように、私も全力で頑張っていきたいと思っております。

このとおりまだまだ若輩でございますので、議員各位におかれまして、私に対して御指導、御協力なくしてはできません。何とかひとつお願いをしたいと思っております。

また、執行部との関係につきましては、当然議会という立場で、一線を画しなければいけない部分があると思っております。しかし、執行部とお互いに協力し合うところは協力して、何とか市民の皆さんの負託にこたえていきたい、そういう覚悟で、この在任期間中、全力で頑張っていきたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお祈りを申し上げます。（着席）（拍手）

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、4 番竹内賢議員、5 番佐々木元議員を指名します。

日程第 4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から 10 月 12 日までの 2 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 10 月 12 日までの 2 日間に決定しました。

日程第 5、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君）ただいまの出席議員は 47 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番佐々木春男議員、7 番佐藤文昭議員、8 番佐藤功議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第 68 条の 2 の適用はありませんので、これらの票は無効となりますので、氏と名をフルネームで、はっきりと記入願います。また、同姓同名の場合は、氏名の上部に仮議席番号を記入してください。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れはありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6 番佐々木春男議員、7 番佐藤文昭議員、8 番佐藤功議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐々木春男君、佐藤文昭君、佐藤功君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 47 票、有効投票 46 票、無効投票 1 票。有効投票のうち、13 番佐々木正勝議員 20 票、竹内睦夫議員 15 票、村上次郎議員 3 票、佐藤文昭議員 2 票、飯尾善紀議員 2 票、佐々木弥四夫議員 1 票、菊地衛議員 1 票、工藤久市議員 1 票、佐々木正明議員 1 票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は 12 票です。したがって、13 番佐々木正勝議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） ただいま副議長に当選された佐々木正勝議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

13 番佐々木正勝議員、返事をお願いします。

【13 番（佐々木正勝君）「はい」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 副議長に当選された 13 番佐々木正勝議員からごあいさつをお願いします。前のほうにひとつお願いします。

【副議長（佐々木正勝君）登壇】（拍手）

副議長（佐々木正勝君） ただいま副議長に選任されました佐々木正勝であります。大先輩方を前にして失礼もあろうかと思えますけれども、一言ごあいさつを申し上げます。

また、旧仁賀保町の議員の皆さん、また、旧象潟町の議員の皆さんとは、今まで議論、協議、お話を余りしたことがございませんでしたので、ここは自己紹介するのが最初は筋かと思えます。簡単にまずもって自己紹介をさせていただきます。

私の家族ですけれども、私と家内と — 家内は仁賀保町から嫁いでおります。それから、長男夫婦 — 長男の嫁は象潟町から嫁いでおります。孫 2 人、幼稚園、小学校、それと年老いた母。

7人の家族でございます。職業は農業。当年にとって57歳。

今、にかほ市が10月1日合併されまして、はや10日余り。まだまだよちよち歩きのかほ市でございます。しかしながら、基本理念だけはきっちりと考えております。私ども議員として、この理念向上のために一生懸命尽くすのが責務と考えられます。

また、在任特例が来年の4月いっぱいあります。この在任期間は、私は非常に重要な期間と位置づけております。在任期間が解かれますと、24人体制で頑張っていかなければならない。しかし、今、在任期間であれば、47人で皆様方といろいろな議論を重ね、協議を重ね、18年度事業に向かっていくことができます。こういう活動の中で、皆様方からいろいろなお話をちょうだいし、議長を補佐し、一生懸命頑張っています。「今ある時代の文化は、次世代の肥料となる」とも言われます。にかほ市の文化のために一生懸命頑張ります。皆様方の御指導をお願いします。（拍手）

議長（榊原均君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって議席を定めることにしますが、申し合わせに従い、抽選により指定します。

申し合わせにより、議長は最終番号の47番、副議長は最終番号の前の46番になりますので、この抽選には47番、46番は入っておりません。45名の方で本議席の抽選をお願いします。

それでは、仮議席1番から順次抽選をお願いします。

【点呼に応じ各員抽選】

議長（榊原均君） 抽選が終わったようでありますので、抽選の結果を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、本議席が決まりましたので報告します。

1番佐々木勇議員、2番黒田直孝議員、3番佐々木春男議員 — 仁賀保の佐々木春男さんです。

— 4番竹内睦夫議員、5番飯尾明芳議員、6番荘司範彦議員、7番佐藤元議員、8番齋藤和夫議員、9番池田甚一議員、10番板垣英雄議員、11番宮本久美子議員、12番工藤久市議員、13番加藤照美議員、14番長谷川誠議員、15番佐々木正雄議員、16番佐々木正勝議員、17番竹内賢議員、18番土井一美議員、19番池田好隆議員、20番梶原澄夫議員、21番伊藤知議員、22番佐々木正己議員、23番村上次郎議員、24番山田明議員、25番高橋二郎議員、26番飯尾善紀議員、27番佐々木弥四夫議員、28番佐藤功議員、29番佐藤文昭議員、30番小川正文議員、31番本藤敏夫議員、32番佐藤範義議員、33番菊地衛議員、34番宮崎信一議員、35番伊藤晃議員、36番須田鉄郎議員、37番佐々木元議員、38番齋藤信義議員、39番池田敏郎議員、40番佐々木正明議員、41番市川雄次議員、42番佐々木栄議員、43番、金浦の佐々木春男議員、44番須田金一議員、45番加藤光裕議員、それから46番が副議長の佐々木正勝議員、47番が議長の榊原均議員です。以上でございます。

議長（榊原均君） ただいま事務局長が報告したとおり議席を指定します。自分の名札を持って、その議席に移動をお願いいたします。

.....

【指定された議席】

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	18 番	土井	一美
19 番	池田	好隆	20 番	梶原	澄夫
21 番	伊藤	知	22 番	佐々木	正己
23 番	村上	次郎	24 番	山田	明紀
25 番	高橋	二郎	26 番	飯尾	善紀
27 番	佐々木	弥四夫	28 番	佐藤	功
29 番	佐藤	文昭	30 番	小川	正文
31 番	本藤	敏夫	32 番	佐藤	範義
33 番	菊地	衛	34 番	宮崎	信一
35 番	伊藤	晃	36 番	須田	鉄郎
37 番	佐々木	元	38 番	齋藤	信義
39 番	池田	敏郎	40 番	佐々木	正明
41 番	市川	雄次	42 番	佐々木	栄
43 番	佐々木	春男	44 番	須田	金一
45 番	加藤	光裕	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

.....

【各議員、仮議席から指定された議席に移動、着席】

議長（榊原均君） それぞれ各議員が席に着いたようでございます。
ここで5分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議提第1号にかほ市議会会議規則の制定についてから日程第11、議提第5号にかほ市議会傍聴規則の制定についてまでの5件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。佐々木正明議員。

【40番（佐々木正明君）登壇】

40番（佐々木正明君） おはようございます。

議提第1号にかほ市議会会議規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

平成17年10月11日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明。賛成者、にかほ市議会議員佐藤文昭、同じく伊藤晃、同じく竹内睦夫、同じく菊地衛、同じく佐々木正勝、同じく池田敏郎、同じく佐々木正勝、同じく斎藤和夫、同じく長谷川誠、同じく市川雄次、同じく須田鉄郎。

提案理由、にかほ市議会の運営に関し、必要な事項を規定するものである。

附則については別紙のとおりですので、一読お願いいたします。

議提第2号にかほ市議会委員会条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

平成17年10月11日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、賛成者は全員同じですので、省略させていただきます。

提案理由、地方自治法第111条の規定により、にかほ市議会における委員会に関し、必要な事項を規定するものである。

条例については別紙のとおりで、一読お願いします。

議提第3号にかほ市議会事務局設置条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

平成17年10月11日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、賛成者は同じですので、省略させていただきます。

提案理由、地方自治法第138条第2項の規定により、にかほ市議会に事務局を置くものである。

条例については別紙のとおりです。

議提第4号にかほ市議会広報の発行に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

平成17年10月11日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、賛成者は同じですので、省略します。

提案理由、にかほ市議会の広報の発行に関し、委員会を設置するほか、必要な事項を規定するものである。

条例については別紙のとおりです。一読願います。

議提第5号にかほ市議会傍聴規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出します。

平成17年10月11日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、賛成者については同じですので、省略させていただきます。

提案理由、地方自治法第 130 条第 3 項の規定により、にかほ市議会の傍聴に関し、必要な事項を規定するものである。

附則については別紙のとおりですので、一読願いたいと思います。

以上です。

議長（榊原均君） これから議提第 1 号にかほ市議会会議規則の制定についてから議提第 5 号にかほ市議会傍聴規則の制定についてまでの 5 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第 1 号から議提第 5 号までの質疑を終わります。

これから議提第 1 号から議提第 5 号までの 5 件の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議提第 1 号から議提第 5 号までの 5 件の討論を終わります。

これから議提第 1 号から議提第 5 号までの 5 件を一括して採決します。

お諮りします。議提第 1 号にかほ市議会会議規則の制定についてから議提第 5 号にかほ市議会傍聴規則の制定についてまでの 5 件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、議提第 1 号にかほ市議会会議規則の制定についてから議提第 5 号にかほ市議会傍聴規則の制定についてまでの 5 件は、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第 12、常任委員の選任及び日程第 13、議会運営委員の選任の 2 件を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、次のとおり指名します。事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、総務委員会から本議席番号とお名前を申し上げます。

総務委員会でございます。1 番佐々木勇議員、3 番佐々木春男議員、4 番竹内睦夫議員、6 番荘司範彦議員、8 番斎藤和夫議員、13 番加藤照美議員、14 番長谷川誠議員、22 番佐々木正己議員、24 番山田明議員、27 番佐々木弥四夫議員、28 番佐藤功議員、33 番菊地衛議員、36 番須田鉄郎議員、42 番佐々木栄議員、46 番佐々木正勝議員、47 番、議長の榊原均議員です。

引き続きまして、今度は教育民生委員でございます。本議席番号とお名前を申し上げます。2 番黒田直孝議員、7 番佐藤元議員、11 番宮本久美子議員、18 番土井一美議員、21 番伊藤知議員、23 番村上次郎議員、29 番佐藤文昭議員、31 番本藤敏夫議員、32 番佐藤範義議員、37 番佐々木元議員、39 番池田敏郎議員、40 番佐々木正明議員、41 番市川雄次議員、43 番佐々木春男議員、45 番加藤光裕議員です。

引き続きまして、産業建設委員でございます。本議席番号とお名前を申し上げます。5 番飯尾明芳議員、9 番池田甚一議員、10 番板垣英雄議員、12 番工藤久市議員、15 番佐々木正雄議員、16 番

佐々木正勝議員、17番竹内賢議員、19番池田好隆議員、20番梶原澄夫議員、25番高橋二郎議員、26番飯尾善紀議員、30番小川正文議員、34番宮崎信一議員、35番伊藤晃議員、38番齋藤信義議員、44番須田金一議員、以上でございます。

議長（榊原均君） 以上のように、それぞれ指名します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。各常任委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。

正・副委員長を互選して報告願います。また、各常任委員会から議会運営委員もあわせて選出願います。

総務委員会は公民館2階の第1研修室、教育民生委員会は公民館1階視聴覚室、産業建設委員会は公民館2階の会議室です。よろしく願います。

しばらく休憩します。

午前11時20分 休 憩

午前11時45分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長及び議会運営委員を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） 私のほうから報告させていただきます。

総務委員会からいきます。委員長に須田鉄郎議員、副委員長に佐藤功議員。

引き続きまして、教育民生委員会です。委員長に本藤敏夫議員、副委員長に池田敏郎議員。

引き続きまして、産業建設委員会でございます。委員長に佐々木正勝議員、副委員長に竹内賢議員。

以上でございます。

議長（榊原均君） 以上のとおり決定しました。

議会運営委員会委員は、申し合わせにより、局長のほうから報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、議会運営委員でございます。

最初に副議長の佐々木正勝議員。総務委員会からでございますが、委員長として須田鉄郎議員、それから、もう2人になりますが、竹内睦夫議員、齋藤和夫議員です。次に、教育民生委員会から、委員長の本藤敏夫議員、それから、もうお二方でございますが、加藤光裕議員、佐藤文昭議員。最後になりますけれども、産業建設委員会でございます。委員長の佐々木正勝議員、もうお二方でございますが、池田好隆議員、伊藤晃議員。

以上でございます。

議長（榊原均君） 以上のようにそれぞれ指名します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。昼食のため、1時まで休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。

正・副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は公民館 2 階第 1 研修室です。

しばらく休憩します。

午後 1 時 01 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、私のほうから議会運営委員会の委員長、副委員長を報告させていただきます。

議会運営委員会の委員長に佐藤文昭議員、副委員長に池田好隆議員。以上です。

議長（榊原均君） 以上のとおり決定しました。

日程第 14、議会広報編集委員の選任を議題とします。

議会広報編集委員は、申し合わせにより、議長、副議長、議会運営委員長の 3 名と、各委員会から 2 名ずつとなっておりますので、選出願います。

総務委員会は公民館 2 階第 1 研修室、教育民生委員会は公民館 1 階視聴覚室、産業建設委員会は公民館 2 階会議室です。よろしく願います。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 11 分 休 憩

午後 1 時 18 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集委員を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、私のほうから、議会広報編集委員のメンバーを報告します。

議長の榊原均議員、副議長の佐々木正勝議員、議会運営委員長の佐藤文昭議員、それから、総務委員会から佐々木正己議員、加藤照美議員、教育民生委員会から佐々木元議員、市川雄次議員、産業建設委員会から飯尾明芳議員、高橋二郎議員。以上でございます。

議長（榊原均君） 以上のようにそれぞれ指名します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報編集委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報編集委員会を招集します。

正・副委員長を互選して報告願います。

議会広報編集委員会は公民館 2 階の会議室で行います。どうぞよろしく願います。

しばらく休憩します。

午後 1 時 20 分 休 憩

午後 1 時 25 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

事務局長（竹内享一君） それでは、私のほうから議会広報編集委員会の委員長、副委員長を報告します。

議会広報編集委員会委員長に佐々木正己議員、副委員長に加藤照美議員。以上でございます。

議長（榊原均君） 以上のとおり決定しました。

日程第 15、にかほ市農業委員の推薦についてを行います。

推薦の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項に規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

農業委員には、森りえ子さん、池田満さん、横山喜代和さんを推薦することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、農業委員には、森りえ子さん、池田満さん、横山喜代和さんを推薦することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 1 時 27 分 休 憩

午後 1 時 28 分 再 開

副議長（佐々木正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、47 番議員の退場を求めます。

【47 番（榊原均君）退場】

副議長（佐々木正勝君） 議長から常任委員を辞職したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（佐々木正勝君） 御異議なしと認めます。したがって、榊原均議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 30 分 休 憩

午後 1 時 40 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17、当局提出議案の上程、提案理由の説明を議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長職務執行者。

【市長職務執行者（巴徳雄君）登壇】

市長職務執行者（巴徳雄君） 平成 17 年第 1 回にかほ市議会臨時会の開会に当たりまして、提出議案の説明に入る前に、一言ごあいさつを申し上げます。

合併を目指す市民の皆さんの熱い思いと、関係各位の大変な御努力によりまして、10 月 1 日、めでたく、にかほ市が誕生いたしました。新しい市長が決まるまでの間、地方自治法施行令第 1 条の 2 の規定により市長の職務を執行することになりました。どうぞよろしく御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

御承知のように、にかほ市のまちづくりの基本理念であります「夢あるまち」「豊かなまち」「元気なまち」を目指して、合併してよかったと言われるまちづくりを進めるためには、市民1人1人が知恵を出し合い、力を合わせて努力することが大切であります。これからの市の運営には、議員各位を初め全市民が一体となって取り組み、魅力ある、すばらしい、にかほ市をつくり上げていかねばならないと思います。

さて、合併初日の10月1日には、各庁舎において、それぞれ開庁式が滞りなく行われました。議員各位の御協力に心から感謝とお礼を申し上げます。

条例等の専決、暫定予算の専決を初め、職員への辞令交付、暫定行政委員会委員の選任・任命、旧三町長との引き継ぎなど、事務的な手続も滞りなく行われたところであります。

また、ちょっと心配をしておりましたが、サービスセンター窓口での証明書等の発行業務も、業務開始に備えまして入念な準備を行ってきたこともありまして、トラブルや混乱もなく、無事にスタートをいたしました。今後とも、市民サービスの向上を目指し、全職員が全力で取り組んでまいります。

それでは、第1回にかほ市議会臨時会に提案しております議案について御説明を申し上げます。

本臨時会に提案しております議案は17件であります。

まず初めに、議案第1号にかほ市役所の位置を定める条例ほか193条例の制定についての専決処分の報告及びその承認についてであります。

新設合併の場合、新市発足と同時に3町の条例・規則等はすべて効力を失うことになることから、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行することになります。その取り扱いにつきましては、合併協議会で協議され、確認された内容に基づいて制定するものであります。合併日に即時施行により制定される条例は、法令等により必ず制定が必要なものや、市政執行上、空白期間が許されないものについて、合併の日である10月1日に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するものであります。今回、条例第1号から条例第194号までの194件を専決処分いたしましたので、ここに御報告を申し上げます。

なお、これらの条例の施行に関し、必要な規則・訓令は、合併の日である10月1日に公布の手続をとっております。

続いて、平成17年度にかほ市一般会計並びに各特別会計暫定予算の専決処分についてであります。暫定予算は、新市長が決まり、議会の議決を経て、本予算が成立するまでの間に執行が必要な予算であり、90日間の期間をもとに編成されております。

暫定予算は、その性格上、基本的には歳出予算を中心とするものであり、必ずしも収支均衡の原則を適用する必要はないものとされております。また、暫定予算に計上する経費は、いわゆるつなぎ予算であることから、原則として義務的経費を初め既定の経常経費に限られ、新規の政策的経費や投資的経費は除かれるものとされております。また、暫定予算は、本予算成立後は効力が失われ、本予算に吸収され、その執行はすべて本予算に基づく執行とみなされることとなります。

それでは、議案第2号平成17年度にかほ市一般会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。

歳入を23億4,243万8,000円、歳出を44億5,687万円、一時借入金の借入最高額を20億3,000万円とするものであります。

次に、議案第3号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。歳入を8億5,118万2,000円、歳出を6億7,862万4,000円、一時借入金の借入最高額を1億8,000万円とするものであります。

次に、議案第4号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。

歳入を1億3,131万5,000円、歳出を1億4,987万7,000円、一時借入金の借入最高額を200万円とするものであります。この特別会計は、国民健康保険小出診療所・院内診療所の運営のためのものであります。

次に、議案第5号平成17年度にかほ市老人保健特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。歳入を7億1,603万8,000円、歳出を8億8,470万3,000円、一時借入金の借入最高額を4,000万円とするものであります。

次に、議案第6号平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。

歳入を2億6,085万6,000円、歳出を14億5,597万円、一時借入金の借入最高額を10億円とするものであります。

次に、議案第7号平成17年度にかほ市簡易水道特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。歳入を1,597万9,000円、歳出を3,512万2,000円、一時借入金の借入最高額を500万円とするものであります。

合併によりまして、簡易水道事業は、象潟地区が5施設、金浦地区が2施設、仁賀保地区が4施設の計11施設となります。

次に、議案第8号平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。

歳入を1億231万円、歳出を6億10万2,000円、一時借入金の借入最高額を4億円とするものであります。

次に、議案第9号平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。歳入歳出それぞれ3,000円とするものであります。この特別会計は、鳥海山ろくにあります稲倉山荘を管理するためのものであります。

次に、議案第10号平成17年度にかほ市ガス事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。

収益的収入の予定額を8,702万6,000円、収益的支出の予定額を9,328万8,000円、資本的収入の予定額を463万2,000円、資本的支出の予定額を7億8,862万9,000円、一時借入金の借入限度額を6,000万円とするものであります。

次に、議案第11号平成17年度にかほ市水道事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認についてであります。収益的収入の予定額を1億892万6,000円、収益的支出の予定額を6,197万

3,000 円、資本的収入の予定額を 3,000 円、資本的支出の予定額を 4 億 6,862 万円、一時借入金の借入限度額を 6,000 万円とするものであります。

次に、議案第 12 号にかほ市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認についてであります。

指定金融機関につきましては、地方自治法第 235 条第 2 項の規定に基づき、にかほ市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を指定するため、専決処分をしたものであります。指定金融機関は株式会社北都銀行といたしたところであります。

次に、議案第 13 号字の名称変更の専決処分の報告及びその承認についてであります。

字の名称変更については、合併協議会における協議を基本に、新市において手続をいたします。本来この手続は、市議会の議決を経て、知事への届け出、知事の告示により効力発生となるものですが、合併日に効力発生とするため、専決処分をしたものであります。

次に、議案第 14 号秋田県とにかほ市との間の公平委員会の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認についてであります。

これまで 3 町では、公平委員会に関する事務が人事行政全般にわたる専門的な知識を必要とするとの観点から、その事務を秋田県に委託してまいりました。新市においても同様の方針で、秋田県とにかほ市との間の事務委託に関する規約を協議し、事務を進めるため専決処分したものであります。

なお、規約は別紙のとおりであります。

次に、議案第 15 号秋田県農業信用基金協会の会員となる専決処分の報告及びその承認についてであります。

これにつきましては、農業信用保証保険法の規定に基づき手続を進めるものであります。これまで 3 町で会員となっていたものを、合併日からにかほ市として会員となるため、専決処分をしたものであります。

次に、議案第 16 号秋田県漁業信用基金協会の会員となる専決処分の報告及びその承認についてであります。

事務手続は農業信用基金協会と同様であり、これまで 3 町で会員となっていたものを、合併日からはにかほ市として会員となるため、専決処分をしたものであります。

最後に、議案第 17 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認についてであります。

これまで、広域市町村圏組合とは、象潟町と金浦町の 2 町が事務委託を行ってまいりましたが、合併後はにかほ市として事務委託を行う必要があることから、規約を専決処分いたしたものであります。

なお、規約及び委託事務の内容は別紙のとおりであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（榊原均君） これから各担当部長からの補足説明を行います。

議案第 1 号については総務部長。

総務部長（須田正彦君） 先ほど市長職務執行者から提案説明がありました。3 町で、先月の 9 月 22 日、全員協議会を開催し、御説明を申し上げたところでありますが、簡潔に再度同様の補足説明をいたしたいと思います。

また、17 番竹内賢議員の質疑通告書にもありますが、前回 9 月 16 日に配付しました条例の中で、専決第 1 号、条例第 61 号にかほ市手数料条例の中の金額に誤りが見つかり、今回、皆様に印刷して配付しました条例集の中には「合併協議会だより第 5 号」と同様の金額に訂正したもので配付しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議案第 1 号にかほ市役所の位置を定める条例のほか 193 条例の制定についてであります。10 月 1 日の合併に伴いまして、市長職務執行者が地方自治法第 179 条第 1 項により専決処分したものでございます。また、同条第 3 項の規定に基づき、平成 17 年第 1 回にかほ市議会臨時会において専決処分の報告及びその承認を求めるものであります。

今回、にかほ市が専決処分いたしました条例件数 194 件であります。市制施行に伴い新たに制定した条例は、条例第 26 号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、また、条例第 106 号にかほ市福祉事務所設置条例であります。また、部局等の内訳では、総務部関係が 71 件、市民部関係が 37 件、産業建設部関係が 48 件、ガス水道局が 5 件、教育委員会関係が 22 件、選挙管理委員会 3 件、監査委員会 1 件、消防 7 件となっております。

それでは、条例第 1 号から第 52 号では、にかほ市の基本的な事項、そして行政通則等に関する旧 3 町の条例を基本的に一本化した条例であります。基本的事項につきましては、市役所の位置を定める条例、公告式条例等、また、執行機関の市長部局については、部の設置や事務分掌を定めた組織条例や行政手続条例、印鑑条例、防災対策、交通安全等に関する条例となっております。行政委員会については、選挙管理委員会、監査委員会、固定資産評価審査委員会に関する条例となっております。人事に関するものは、定数、任用、分限、職務、職員厚生等に関する条例でございます。給与については、報酬、費用弁償、そして、旅費に関する条例等となっております。

次に、53 号から 85 号と 193 号、194 号では、会計、税、税外収入、財産、財務、基金等に関する条例となっております。基金については、3 町で調整した各基金条例及び各町から引き継がれた基金条例となっております。給与等については、報酬、給料、旅費、費用弁償、職員手当に関する条例となっております。

次に、教育委員会関係は、主に 86 号から 105 号までですが、学校教育、社会教育、社会体育、文化財関係などに関する条例となっております。これらの条例については、主に公の施設等の設置・管理に関する条例となっております。

106 号から 132 号については、にかほ市となって新たに設置しました福祉事務所関係、また、児童福祉、老人福祉、国民健康保険、簡易水道、廃棄物等の条例と、公の施設等の設置・管理に関する条例が主なものとなっております。

133 号から 180 号では、産業建設、農業委員会に関する条例です。産業関係では、農林水産、商工、観光等で、農村公園、土地改良事業、農業集落排水や漁港管理条例、観光施設などの条例であ

ります。建設関係では、道路条例や都市計画、都市公園、建築、市営住宅、下水道等の条例ですが、下水道については仁賀保地区衛生施設組合の条例を基本として制定いたしております。

また、181号から185号では、公営企業に関する条例となっており、ガス・水道の供給区域、料金を定めた条例が主なものとなっております。

186号から192号については、消防に関する条例となっており、仁賀保地区消防組合にあった条例を基本として、消防の組織、消防団に関する条例が主なものであります。

以上です。

議長（榊原均君） 議案第2号から議案第11号の暫定予算については、各担当部長から説明をお願いします。

なお、議案第2号についてはページが前後する場合がございますので、あらかじめ御理解と御協力をお願いします。

最初に歳入について。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最初に、議案第2号平成17年度にかほ市一般会計暫定予算についてであります。総務部関係の歳入予算の概要を御説明申し上げます。

11ページをお開きください。1款市税1項市民税1目個人1節現年課税分についてであります。9月末までの3町の個人の現年課税分は7億3,439万4,000円、そのうち3億9,258万3,000円がかほ市の移行予算額であります。そのうち、今回、暫定予算に計上した金額は1億7,241万1,000円です。

それでは、普通分と特徴分ごとに御説明を申し上げます。3町で予算計上されておりました9月補正までの普通徴収分の2億3,694万2,000円。内訳といたしましては、仁賀保町分が8,600万、金浦町が3,667万4,000円、象潟町が1億1,426万8,000円。合併に伴いまして新市に移行する普通徴収分は9,832万8,000円であります。今回暫定予算に計上しました普通徴収分の3町分といたしまして4,712万9,000円、また、特別徴収分は、9月末の3町の予算計上額は4億9,745万5,000円であります。市に移行する金額は2億9,425万5,000円、暫定予算に計上した特別徴収分は3町合計金額で1億2,528万円でございます。

2目法人1節現年課税分ですが、9月末までの3町での現年課税分は5億7,269万円でございます。市への移行予算額は2億4,591万円、そして、その内訳といたしましては、均等割が2,783万円、法人割が2億1,808万円です。暫定予算額は1億7,198万円ですけれども、均等割分がそのうちの1,184万5,000円、法人割が1億6,013万5,000円が暫定予算に計上した金額です。

なお、3町合わせた法人数は506社です。その内訳を申し上げますと、旧仁賀保町分が205社、旧金浦町分が101社、旧象潟町が200社となっております。

2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分についてであります。3町分の9月末までの固定資産予算計上額は16億891万3,000円です。暫定分の合計で申し上げますと、今までの3町の土地・家屋・償却資産別に御説明を申し上げたいと思います。土地の現年課税分は3億4,497万2,000円、旧仁賀保町が1億5,776万6,000円、旧金浦町が4,700万円、旧象潟町が1億4,020

万6,000円、市への今回の移行予算額は9,777万2,000円ですが、そのうち暫定予算に計上しました土地の現年課税分は5,631万1,000円でございます。

2つ目の家屋の現年課税分は、7億1,641万8,000円のうち市への移行予算は2億501万2000円ですが、今回の暫定予算に計上した予算額は1億2,436万6,000円です。旧仁賀保町分が4,824万円、旧金浦町分が1,968万6,000円、旧象潟町分が5,644万円です。

続きまして、償却資産についてであります。現年課税分5億4,752万3,000円、旧仁賀保町分が2億7,612万4,000円、旧金浦町分が9,900万円、旧象潟町分が1億7,239万9,000円ですが、市への今回の移行予算額は1億6,549万2,000円です。今回暫定予算に計上しました償却資産の現年課税分はそのうちの9,695万9,000円です。旧仁賀保町分が4,680万8,000円、旧金浦町分が1,587万1,000円、旧象潟町分が3,448万円となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金61万円は、郵政公社からの納付金でございます。

次に、3項軽自動車税1目軽自動車税1節現年課税分ですが、3町の合計金額は5,080万9,000円の現年課税分ですが、市への移行の予算額は223万7,000円です。そのうちの今回の暫定予算額は50万1,000円です。

4項市たばこ税ですが、このものにつきましては、1億6,042万5,000円の現年課税分3町分ですが、市への移行予算額は8,373万8,000円、暫定予算額3,764万6,000円となっております。

12ページをお開きください。6項入湯税1目入湯税1節現年課税分1,055万円が3町の現年課税分でございますけれども、市への移行予算額は613万円に対し、暫定予算額は254万3,000円です。

13ページをお開きください。2款地方譲与税2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税でありますけれども、現年度分は2億500万円の予算額ですが、市への移行予算額1億4,556万5,000円に対し、暫定予算額は7,860万となります。

3項地方道路譲与税1目地方道路譲与税は、現年度分といたしまして、6,700万の予算額ですが、市への移行予算額は4,649万1,000円に対し、今回の暫定予算に計上した予算は2,100万です。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金1節利子割交付金の現年度分の予算額は1,500万、市への移行予算額は1,115万、今回の暫定は480万です。

14ページをお開きください。6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金1節地方消費税交付金でございますけれども、現年課税分の3億500万のうち、市への移行予算額は1億2,930万に対し、暫定予算額は5,388万8,000円、今回計上いたしております。

8款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金1節自動車取得税交付金ですが、現年度分の7,600万のうち市への移行予算額は5,107万2,000円、暫定予算に計上した予算額は2,300万となっております。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税でありますけれども、3町の普通交付税額は、旧仁賀保町分が、確定した数値でございますけれども、13億2,595万5,000円、旧金浦

町分が12億7,080万6,000円、旧象潟町分が15億9,009万円となっております。予算計上したものについては41億8,685万1,000円を予算計上しておりますけれども、市への普通交付税の移行予算額は10億612万8,000円、また、特別交付税で3億3,000万ほど予算を見込んでおります。合わせて13億3,620万8,000円となっておりますが、暫定分といたしまして今回11億24万3,000円を予算計上させていただいております。

17ページをお開きください。12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料1節総務手数料286万4,000円については、戸籍関係の手数料でございます。主に、住民票、印鑑証明等の手数料でございます。

20ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務費補助金の450万でありますけれども、旧仁賀保町にあります水力発電所所在市町村に対する電源立地地域対策交付金であります。

22ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入710万の内訳でございますけれども、土地建物貸付料といたしまして、旧象潟町分でありますけれども、当初予算額では839万ではございますけれども、今回の暫定分については335万1,000円、貸付件数は84件となっております。また、旧仁賀保町の土地建物貸付料については、年間で76件で、今回の暫定には117万3,000円、当初予算額では1,152万4,000円であります。土地分として780万6,000円、建物分として371万8,000円となっております。旧金浦町分といたしましては、年間で、当初予算ですけれども、990万1,000円、このものについてはすべて土地代となっております。9件で、今回暫定で257万6,000円ほど予算計上をさせていただいております。また、4節上郷地区財産貸付収入22万円でございますけれども、このものについては、稲倉山荘のところにあります銚立鳥海観光からの22万の収入でございます。このものについては、9割が小滝本郷、そして1割がにかほ市に収入になる財産貸付収入でございます。また、金浦地区の入会地の貸付収入でございますけれども、今回暫定は209万1,000円計上しておりますけれども、当初予算では285万1,000円で、飛集落と黒川集落の財産貸付による運用収入となっております。

2目利子及び配当金1節利子及び配当金19万6,000円の主な内訳といたしましては、財政調整基金山崎科学教育振興基金の利子分、そして、象潟中学校建設基金利子4万4,000円が主なものであります。

23ページをお開きください。基金運用収入1節基金運用収入では、旧仁賀保町土地開発基金の基金運用収入23万8,000円であります。

17款繰入金2項基金繰入金2目象潟中学校建設基金繰入金、これについて御説明申し上げます。1節の象潟中学校建設基金繰入金1,080万でございます。10月1日現在の象潟中学校建設基金としての積み立てた金額が現在、5億412万8,000円、本年度事業に繰り入れたものでありますけれども、1,080万でございます。

それから、18款諸収入4項雑入5目でございますけれども、このものについては、学校給食費については、教育委員会のほうから御説明をいただきたいと思っております。

同じく雑入につきましてでございますけれども、6目8節の481万3,000円の主なものにつつま

しては、旧衛生施設組合のリサイクル缶の売却代金 150 万、そして、市の建物災害共済分担金 24 万 6,000 円、仁賀保駅舎の電気料 16 万 5,000 円、そして、にかほ市の各種主催事業等、教室等の参加費等が 27 万 5,000 円含まれております。

19 款市債 1 項市債 8 目災害復旧債でございますけれども、このものについては、災害復旧債 1,530 万円は、平成 16 年度第 3 次災害で認定されました旧仁賀保町道の 3403 号が 16 年度で完成する見込みがないため、17 年度に繰り越したものでございます。なお、17 年度の繰越事業は 4,610 万 3,000 円となっております。

以上で、総務部関係の歳入の説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、市民部所管の暫定予算についての歳入の主なものを御説明いたします。

15 ページをお開きください。11 款 2 項 1 目の民生費負担金 1 節の社会福祉費負担金 146 万 4,000 円ありますが、これは老人保健施設の養護老人ホーム寿荘及び松峰園への入所者からの負担金であります。また、児童福祉費負担金 3,512 万 3,000 円は、市内の保育園入園者の保護者からの負担金であります。

17 ページをお開きください。総務手数料であります、これはただいま総務部長説明のとおりであります。

それから、3 目 1 節の環境衛生手数料は、ごみの焼却手数料と最終処分場における処理手数料が主なものであります。

それから、13 款 1 項 1 目の民生費国庫負担金 3 節の児童福祉費負担金 5,238 万円は、保育所運営費負担金であります。

それから、22 ページをお開きください。14 款 3 項 3 目 1 節の環境衛生費委託金は、海岸のごみ処理等、環境整備活動推進事業委託金が主なものであります。

それから、26 ページをお開きください。18 款 4 項 6 目の 8 節の雑入ですけれども、これも総務部長説明のとおりリサイクル缶の売却代金 150 万円が含まれているものであります。

以上で、市民部所管の暫定予算の歳入についての説明を終わらせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 続いて、産業建設部所管の暫定予算の歳入について御説明申し上げます。

まず初めに、15 ページをお開き願います。12 款 1 項使用料 5 目の農林水産使用料 203 万 4,000 円ありますけれども、これはねむの丘にあります農林水産直売施設の貸付使用料でございます。10 店舗ありますけれども、その 3 ヶ月分 162 万円が 203 万 4,000 円の中に含まれておるということでございます。それから、金浦物産センターもこの中にございます。

6 目の商工使用料であります。2,602 万円ありますが、これには象潟地区の鶴泉荘の使用料、それから、金浦地区のはまなす荘の使用料、年間 8,500 万円のうちの 1,950 万円、それから、スキー場、鉾立山荘の使用料などがこの金額の中に入っております。

続いて、16 ページをお願いします。7 目の土木使用料でございます。公営住宅使用料（現年度分）、入居戸数 330 戸の 3 ヶ月分、1,962 万 2,000 円でございます。

それから、18 ページの 13 款国庫支出金の 4 目の災害復旧費国庫負担金 2,927 万 4,000 円でありますけれども、先ほど総務部長から話もありましたけれども、昨年の 7 月の集中豪雨において桂坂集落の東方の町道災害に係る国の負担金ということで、66.7%相当分の負担金でございます。

続いて、21 ページをお願いします。14 款の県支出金 4 目農林水産業費県補助金 1 節の農業費補助金 715 万 2,000 円、この中身は農業の夢プラン応援事業と、それから生産調整の確認とか、事務費に係る補助金が 715 万 2,000 円でございます。

6 目の土木費県補助金でございます。24 万 5,000 円ありますけれども、これは県営の河川、白雪川、奈曽川、また、大沢川の河川敷等の環境整備活動に係る補助金でございます。

産業建設部関係は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委員会関係の歳入の主なものについて御説明いたします。

16 ページをごらんになってください。12 款使用料及び手数料の 8 教育使用料の社会教育施設使用料についてですが、これにつきましては、フェライト子ども科学館及び白瀬南極探検隊記念館の入館料が主なものであります。次に、3 節の体育施設使用料についてですが、これは象潟の海洋センター使用料 150 万が主なものであります。

次、25 ページをごらんになっていただきます。18 款諸収入 4 項雑入の学校給食費納付金についてでありますけれども、これは象潟の学校給食調理場の納付金が 1,180 万円となっておりますのが主なものであります。

以上で、教育部門の主なものの説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、消防関係のほうの歳入のほうの説明をさせていただきます。

17 ページをごらんください。12 款 2 項 6 目 1 節消防手数料 7 万 5,000 円、これは危険物施設関係の検査手数料ということでございます。

以上で、消防関係のほうを終わらせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、歳出について。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の歳出について御説明を申し上げたいと思います。

29 ページをお開きください。10 節の交際費でございますけれども、このものについては新市への移行予算額が 364 万 2,000 円ほどでございます。そのうちの今回の暫定に予算計上されたものについては 125 万、そして、消防分として 4 万円入れまして、129 万円が今回暫定に計上させていただいた交際費となっております。

30 ページをお開きください。総務管理費の中の 13 の委託料でございますけれども、このものについては広報を集落並びに町内会長さんに対する配付に対する委託料で、今回、523 万 2,000 円ほどの委託料の支払いを計上したしております。

続きまして、30 ページをお開きいただきたいと思います。31 ページの修繕料でございますけれども

も、このものにつきまして御説明をいたしたいと思います。修繕料1,500万ということで、このものについては、通常の家瀬庁舎の修繕料が80万、そして金浦庁舎分が20万ということでございます。そして、仁賀保庁舎分といたしまして、庁舎の外壁の工事ということで、1,400万の修繕料を予算計上いたしております。

続きまして、31ページの財産管理費の15節工事請負費1,378万1,000円でございますけれども、このものについては、旧家瀬町のみどり中央公園の環境整備工事が約750万ほど、そして庁舎のシーリングの打ちかえ工事ということで約360万、そして、家瀬庁舎のカウンターの改修工事ということで約135万5,000円ほど、そして金浦の十二林の車庫の改修工事ということで、約45平米ほどでありますけれども、約130万ほどの工事請負費の予算を計上いたしております。それから、18の備品購入費でありますけれども、このものについては、市有建物の管理備品ということで、カウンター等でございますけれども、170万、仁賀保庁舎の分でございます。それから、23の償還金利子及び割引料につきましては、1,258万1,000円でございますけれども、このものについては、家瀬中学校の用地の取得の償還金等でございます。

それから、5の上浜地区財産運営費でございますけれども、このものについては、上浜財産区に対する分与金ということで、今回1件分の交付金ということで、12万2,000円ほど計上させていただいております。また、金浦地区は、先ほど歳入でも御説明申し上げましたとおり、飛と黒川のほうの財産貸付収入ということで、TDKサービスやムツミ、ダイワ工業等に貸し付けしている用地がございますけれども、交付金ということで、184万5,000円ほど予算計上をさせていただいております。

それから、33ページをお開きいただきたいと思います。13の委託料でございますけれども、このものにつきましては、合併の準備関連委託料ということで、いろいろな看板、表示板等を直しておりますけれども、3町分で約216件分ということで、863万1,000円ほどの合併関連整備委託料ということで、予算を計上させていただいております。

それから、19の負担金補助及び交付金でございますけれども、合併記念事業吉本新喜劇公演補助金ということで、約150万ほどではございますけれども、このものにつきましては、主催がにかほ市商工会青年部で、10月29日に昼夜の2回の興行の予定の、合併に対する商工会の活動事業に対する補助金でございます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと思います。情報化推進費ということでございますけれども、このものの委託料が2億8,817万7,000円でございますけれども、電算システムの構築委託料といたしまして、約2億4,650万ほどでございます。そして、移动通信鉄塔の設備設計監理業務委託ということで、このものについては、仁賀保地区釜ヶ台にあります携帯電話等の移动通信用の鉄塔の設計料でございます。そういうものが合わせて2億8,800万でございます。また、15節ですけれども、このものについても釜ヶ台の鉄塔でございます。共通設備工事とNTTドコモの関係の設備工事ということで、これは送受信のアンテナ等をやる予定であります。また、KDDIのものについても、送受信のアンテナ工事ということで、この3本の工事費の予算計上額を7,670万計上させていただいております。なお、アングルについては、高さが約40メートルのアングルの高

さになっております。

総務部関係は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから市民部所管の歳出について御説明申し上げます。

38 ページをお開きください。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 14 節使用料及び賃借料でありますけれども、これは賃借料 620 万 2,000 円ですが、これは戸籍総合システムの借上料でございます。

それから、43 ページ、2 款 7 項 2 目交通安全対策費の 11 節修繕料 80 万 7,000 円ですが、これはカーブミラー等の交通安全施設の修繕、それから、15 節の工事請負費はカーブミラーの新設工事であります。

それから、44 ページをお開きください。3 目防犯街灯等対策費 15 節工事請負費でありますけれども、これは防犯灯の新設工事であります。

それから、45 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 15 節工事請負費 1,800 万円ですが、これは旧仁賀保町の平沢小学校わきの望海公園内にあります忠霊塔の移設工事費であります。それから、19 節の負担金補助及び交付金 1,248 万 1,000 円ですが、これは社会福祉協議会に対する補助金と民生児童委員協議会への補助金であります。

それから、2 目の老人福祉費 8 節報償費 490 万円ではありますが、これは長寿祝金と敬老年金、それから、19 節負担金補助及び交付金の負担金 1,433 万 2,000 円は、養護老人ホームへの措置費負担金であります。それから、補助金は、社会福祉医療事業団借入利子補助金と老人クラブへの補助金であります。それから、20 節の扶助費 53 万円は、針・灸・マッサージ施術費助成金であります。

それから、46 ページをお開きください。3 目身体・知的障害者福祉費 20 節扶助費 6,540 万 5,000 円ではありますが、身体障害者施設支援費、それから知的障害者施設支援費、それに進行性筋萎縮症者療養等給付費が主なものであります。

それから、47 ページをお開きください。4 目介護予防・地域支え合い事業費の 13 節委託料は、外出支援サービス事業、ミニデイサービス事業、食の自立支援事業等に係る経費であります。20 節の扶助費は、家族介護支援事業助成費、日常生活用具給付事業、それにおむつの助成費であります。

5 目の介護保険事業費の 19 節、負担金は、広域市町村圏への負担金であります。旧金浦町分が 1,558 万 5,000 円、旧象潟町分が 2,394 万 7,000 円、旧仁賀保町分が 2,189 万 7,000 円となっております。

それから、50 ページをお開きください。3 款 2 項 1 目 15 節工事請負費は、金浦地区の黒川児童館修繕、前川児童館のプールの解体工事費であります。20 節扶助費は、児童手当、乳児養育支援金、父子家庭児童扶養手当、小学校第 3 学年修了前特例給付金等であります。

2 項の児童運営費の 19 節、負担金 2 億 2,036 万 7,000 円は、市内 9 ヲ所にあります保育所と、広域入所の保育所への運営費負担金であります。

53 ページをお開きください。3 款民生費 3 項生活保護費 2 目扶助費 20 節扶助費 6,167 万 8,000 円ではありますが、これは生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療・生業・介護・葬祭・施設それぞれの扶助費であります。

54 ページをお開きください。4 項保健年金費 2 目保健医療費 20 節扶助費 5,032 万 6,000 円は、福祉医療費の経費であります。28 節繰出金 287 万 9,000 円につきましては、国保特会への繰出金 87 万 9,000 円と高額療養費貸付基金への繰出金 200 万円であります。

それから、55 ページをお開きください。3 目老人医療費の 28 節繰出金は、老保特会への繰出金であります。

それから、59 ページをお開きください。4 款衛生費 1 項保健衛生費 6 目環境衛生費 13 節委託料についてでありますけれども、これは旧仁賀保町と旧象潟町の斎場管理委託料として 624 万 9,000 円、旧仁賀保町の斎場設備保守管理委託料として 110 万 5,000 円、旧象潟町の斎場建設工事管理業務委託料の 473 万 9,000 円が主なものであります。それから、15 節工事請負費 2 億 6,480 万円でありまけれども、これは現在建設中の象潟斎場建設工事費であります。18 節の備品購入費は、象潟斎場関係の備品費であります。

60 ページをお開きください。4 款衛生費 2 項清掃費 1 目清掃総務費 13 節委託料 116 万円は、不法投棄廃棄物の処理業務の委託料であります。19 節、負担金 3,132 万 8,000 円は、由利本荘市リサイクル施設運営費負担金と広域のごみ処理施設埋立処分地施設分担金等が主なものであります。

61 ページをお開きください。2 目清掃センター運営費の 13 節委託料 2,720 万 4,000 円は、ごみ収集・運搬、缶リサイクル業務、資源ごみ収集運搬業務の委託料でございます。

それから、62 ページをお開きください。3 目の最終処分場管理費の 13 節委託料は、一般廃棄物処理場業務管理委託料として 1,215 万 3,000 円、地下水の分析調査委託料として 515 万 6,000 円が主なものであります。

以上、市民部所管の一般会計の歳出の予算説明を終わらせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設部関係について御説明申し上げます。

63 ページをお開き願います。5 款の労働費 1 項労働諸費 1 目労働諸費でございます。これは、金浦地区の労働者研修センター「エニワン」に係る維持管理費でございます。それから、21 節の貸付金 1,000 万円については、労働金庫の預託金 1,000 万円でございます。

続いて、6 款農林水産業費 1 項農業費、次の 64 ページ、65 ページをお開き願います。2 目の農業総務費、これは経常経費の 3 ヶ月分でありますので、特段説明することはございません。

3 目の農業振興費、66 ページをお開き願います。19 節、補助金であります。説明の 1,283 万 3,000 円の中には、農業夢プラン応援事業だとか、大豆種子の購入費の助成金 127 ヘクタール分 192 万 7,000 円だとか、それから、昨年の台風による被害の農業対策資金の利子補給などが含まれてございます。

4 目の集会施設管理費でございます。これは、構造改善センター、農業集落多目的集会施設の維持管理費でございます。

次の 5 目生産調整推進対策費、これは水田における転作の現地確認、また、転作の団地化、それから、重点作物の作付の拡大などの推進費でございます。

67 ページの補助金のところでありますが、これは集団化、団地化に対しての産地形成を図るため

の大豆の作付に対する補助金、仁賀保地区でありますけれども、10アール当たり9,000円ということで、115ヘクタール分、1,035万円、これらが含まれてございます。

6目の畜産業費、特に説明することはございません。

7目の農村整備総務費、次の68ページをお開き願います。28節の繰出金26万円ですが、農集排特別会計への繰出金、残金の26万円の繰り出しでございます。これは旧金浦地区の特別会計でございます。

8目の中山間地域振興費は、3地区におきまして今年度から約800ヘクタールぐらいの協定面積になる予定でございます。交付金の支払いについては来年の2月、3月というふうになります。今回、暫定予算には計上しておりませんが、1億3,000万ぐらいになるのではないかと思います。

次の2項の林業費、林業総務費でございます。69ページの22節補償補填及び賠償金に29万1,000円計上されておりますけれども、これは仁賀保地区の太郎ヶ台線の林道開設事業に伴う立木補償でございます。

2目の林業振興費、次のページ、70ページをお開き願います。19節の説明のところに925万5,000円の交付金がございます。これは森林整備地域活動支援交付金ということで、1ヘクタール1万円の交付ということで、925.5ヘクタールの面積でございます。

上の15節の工事請負費でございますが、429万2,000円でございます。これは象潟地区の中島台の木道設置工事、また、温水路の案内看板の設置工事と御嶽公園の遊歩道の設置工事でございます。

次の3目の一般造林事業費、これは市有林、町行林分収造林地の下刈りや間伐の作業費でございます。

71ページであります。4目の松くい虫防除対策事業費13節の委託料5,100万5,000円でございますけれども、これは伐倒駆除、大体2,475立方、それから薬剤の樹幹注入、グリーンガードといいますが、その樹幹注入の予算を計上してございます。

5目の緑資源機構造林事業費、今回につきましては一応5カ所、36ヘクタール分、予算を計上しておるところでございますけれども、今のところ象潟分だけが1カ所というようないところあります。

それから、3項の水産業費、水産総務費であります。72ページまででありますけれども、特別説明する事項はございません。

2目の水産振興費15節の工事請負費310万円でございますけれども、これは仁賀保の漁協の付近の駐車場用地、約600平米ぐらいの舗装工事となります。

それから、19節、補助金394万4,000円でございますけれども、これは仁賀保地区の漁協付近の環境整備事業の補助金でございます。それから、漁協・漁場と連携する栽培漁業の推進ということで、金浦地区と象潟地区のアワビの放流、6万個放流の補助金であります。県漁協の南部統括支所への補助金ということになります。

3目の漁港費、これは主に小砂川漁協の管理費でございます。

次の73ページ、4目漁業集落環境整備事業費、下のほうになりますけれども、工事請負費2,510万円とありますけれども、これは主に金浦地区の道路側溝改良4カ所の工事請負費でございます。

委託料の410万円はこれに伴う調査設計委託料でございます。

74ページをお開き願います。5目の漁村活性化推進事業費、これは都市農村交流事業、また、都市部から漁村、魚のよさを理解していただくための推進事業ということで、金浦地区の漁港の護岸をキャンパスにしまして、壁画のコンテストを行ったり、海の幸まつりということで、ハタハタまつり、タラまつり、それから魚の調理講習会などを行い、活性化を図るものでございます。

6目漁業経営構造改善事業、15節に工事請負費960万円ありますけれども、築石の造成ということで、赤石川沖合いのほうに1,100平米の自然石の投石でございます。これは国が50%、県が15%の補助金ということになります。

75ページ、7目のみなとまち水産加工振興事業費であります。97万8,000円の予算でありますけれども、これは地元の魚介類を利用して、隠れた名物の加工品を掘り起こし、また、それらの既存の加工業者の製造・販売技術のレベルアップを図るためと、それから、新たな特産品を開発していくとする事業でございます。

7款商工費1項商工費1目の商工総務費、特別ございません。

次の76ページをお開き願います。2目の商工振興費19節、969万円の補助金でございます。これは中小企業の育成と経営基盤の強化を図るためということで、現在の中小企業振興資金、経営安定資金の融資の利子補給、並びに保証料の補助金が969万円でございます。

77ページの観光総務費、特別説明する事項ございません。

78ページ、79ページをお願いします。2目の観光施設費13節委託料3,808万円ありますけれども、これは金浦地区のはまなす荘の管理委託、それから象潟地区の鶴泉荘の食事提供の委託、それから、ごみ処理場の委託、こちらが3,808万円となるものです。

それから、3項の公園費、79ページになりますけれども、市内には大変な公園がございます。薫風苑、白窓苑とか栗山池公園、奈曽川の河川敷だとか、勢至公園、南極広場だとか、これらのトイレとか広場清掃、これらの維持管理費でございます。

次の80ページ、81ページをお開き願います。8款の土木費1項土木管理費1目土木総務費、81ページの19節負担金補助及び交付金であります。1,191万2,000円でありますけれども、これは仁賀保地区の院内にあります寒沢川の橋梁架替工事に係る県への負担金1,169万円が主なものであります。ただ、現在において事業費に対して不足が生じておるということで、今後お願いしたいと思っております。

2項道路橋梁費1目の道路橋梁総務費、特別ありません。

82ページ、2目の道路橋梁維持費になります。一番下のほうの13節の委託料247万1,000円、これは道路に付随する街路樹の剪定だとか、それから大瀬海水浴場の砂防のさくの設置だとか、それから鈴・琴浦線のプラタナスの清掃だとか、そのような委託料でございます。

【「よく聞こえません」と呼ぶ者あり】

産業建設部長（金子則之君） 大変失礼いたしました。

83ページをお開き願います。道路橋梁維持費の18節備品購入費637万3,000円ありますけれども、これは道路の路肩、のり面の草刈り機器のアタッチメント1台の購入でございます。

それから、その上、15節になります。工事請負費3,105万8,000円でありませぬけれども、市道全般の維持補修工事費、側溝の修繕だとか道路舗装、ガードレールなどの修繕、それから穴のあいたところの修繕とか、そのような全般のものでございませぬ。

続いて、3目道路橋梁新設改良費であります。17節の公有財産購入費328万1,000円でありませぬが、これは仁賀保地区の田爪・畑2号線、また、釜ヶ台10号線、中野線の用地購入費、そのほかに象潟地区の川袋、金浦地区の十二林、吉森地区などもあります。これの用地購入費でございませぬ。

22節の補償補填及び賠償金でございませぬ。これは仁賀保地区の18年度事業計画の建物等移転補償費でございませぬ。釜ヶ台10号線に係る移転補償でございませぬ。

4目の排水路維持改良費、特別ございませぬ。

続いて、84ページ、85ページをお開き願ひませぬ。5目の除雪費でございませぬ。除雪体制としませぬは、仁賀保地区が除雪機械19台、15人体制で、直轄で除雪してございませぬ。また、一部の幹線道路、すずらん通りだとか平沢・小出線については、業者を委託してございませぬ。また、象潟地区、金浦地区については、一部直営でありますけれども、ほとんど業者委託というふうになります。これに伴ひませぬ賃金、除雪の委託費、除雪機械などの重機の借上料、作業に伴ひませぬ油代、修理費代などの経費であります。

85ページの6目の役場1・2号線道路改良事業費でございませぬ。工事請負費3,600万円ありますけれども、1号線は国道から入りませぬして仁賀保庁舎、むらすぎ荘間の225メートルありますけれども、その分の105メートルの拡幅、それから線形を緩やかにするものでございませぬ。2号につきませぬは、スマイルと保育園沿いで、国道からすずらん通りまでの間、35メートルでございませぬけれども、その拡幅、線形を直すこと、歩道の整備というふうなことでございませぬ。

それから、22節の補償補填及び賠償金でございませぬが、2,100万円、これは仁賀保庁舎前にありますバラ園の移転補償費でございませぬ。

7目の金浦大竹線道路改良事業費、86ページをごらんになっていただひませぬたいと思ひませぬ。工事請負費1億3,416万3,000円ありますけれども、これは前川集落のお寺の北側付近から金浦温泉の入り口付近までの道路改良で、勾配を緩やかにしようということ、それから歩道の設置、道路の直線化を図るものであります。延長が820メートルというふうになってございませぬ。

3項の河川費1目河川維持改良費15節の工事請負費でございませぬ。450万1,000円、これは仁賀保地区の市管理河川烏森川の維持工事でございませぬ。

87ページ、1目の都市計画総務費でございませぬ。88ページ、89ページをお開き願ひませぬ。88ページの上のほうになります。28節の繰出金、これは1億8,442万5,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金3期分、最後の繰出金というふうになります。

2目の都市公園事業費でございませぬ。13節、15節、17節、非常に大きな金額がのってあります。この委託料につきませぬは、仁賀保運動公園の工事の業務委託料、それから運動公園のグラウンド芝の植生維持管理の委託料、それから工事請負費につきませぬは、やはり仁賀保運動公園の体育館わきの敷地の造成工事、また、国道からの乗り入れ口の整備工事 — 駐車場でございませぬね。それから、仁賀保庁舎前の駐車場造成工事 — 国体のサッカーがありますので、その駐車場とし

て2,500平米の造成工事でございます。公有財産購入費につきましては、庁舎前の駐車場の用地購入費でございます。

続いて、89ページ、お願いします。1目の住宅管理費、これは市営住宅13団地、354戸あります。その維持管理費でございます。15節の工事請負費496万円ありますけれども、これは象潟地区の立石団地、54年建設当時の空き部屋の修繕工事であります。それから、鳥屋森地区にあります浄化槽のプロアの取りかえ工事ということで、496万円計上してございます。

以上でございます。

ちょっとすみません。ずっと飛びまして、11款、119ページの災害復旧費、1目の公共土木施設災害復旧費ありますけれども、これについては、特に町単事業ということで、給与以外は万が一のための予算措置ということになってございます。

産業建設部関係、以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、消防長。

消防長（高橋誠君） 90ページをお開き願います。9款消防費の歳出関係の説明をさせていただきます。

91ページ、1目常備消防費13節委託料464万円は、消防庁舎の維持管理点検委託料と、消防指令台関係の保守点検委託料として計上しております。また、18節備品購入費は、年次計画で実施しております消防職員のセパレート型の防火衣の購入と携帯無線機の更新であります。

それから、2目非常備消防費11節需用費の修繕料171万円は、消防団18班の車検修理が主なものでございます。

それから、3目消防施設費15節工事請負費960万円は、携帯電話からの119番通報への対応については、平成9年から、分散受信、代表消防本部のほうに入るといような方式を導入して、暫定的な運用を行ってまいりました。しかしながら、携帯電話の契約数が年々増加の一途をたどるとともに、域外からの通報に係る受付・転送業務の増加や、発信地域を管轄する消防本部に直接つながらないことに伴うさまざまな問題が発生しており、今後も携帯電話からの119番通報件数の増加が予想されることから、国では、携帯無線等を用いた119番通報のあり方に関する研究懇談会を設置し、検討を行い、その結果として、現行方式の見直しを図り、発信地を管轄する消防本部に直接接続するシステム導入を決定、また、直接受信への移行については県単位で行うということが決定したため、国から示された導入スケジュールに伴い、全県消防本部とともに現在調整中であり、本年12月には接続の予定で進行中であります。また、にかほ市平沢字行ヒ森地内に40立方メートルの防火水槽1基の新設工事分を計上いたしております。

消防関係は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育部門の歳出の主なものについて御説明いたします。

95ページをごらんになってください。教育費の1項教育総務費3目の教育助成費の補助金についてでございます。これにつきましては、各種大会派遣が115万円、すこやか子育て支援事業629万6,000円、児童生徒の通学費補助金916万5,000円、幼稚園の就園奨励費補助金181万8,000円が

主なものでございます。

次に、97 ページをごらんになってください。小学校費の管理費、13 委託料についてでございます。これにつきましては、各学校の各種設備補修管理委託料が 499 万 3,000 円、それから象潟地区の小学校 3 校の耐震診断委託料 760 万円が主なものであります。

次に、97 ページ、15、工事請負費、これにつきましては、平沢小学校の体育館のサッシの改修 600 万円、小出小学校の屋内消火栓の配管の改修が 400 万、象潟小学校の消火栓の改修とコンピューターの部屋の整備、それから上浜小学校、児童の昇降口と教室の改修、これが主なものであります。同じく 97 ページの備品購入費 317 万 8,000 円、これにつきましては小学校の管理備品でございます。

次、100 ページをごらんになっていただきます。中学校費の管理費の 15 の工事請負費 2,462 万 4,000 円、これにつきましては金浦中学校の来客用トイレの改修、これが新設です、これが 720 万 3,000 円。それから、F F の暖房機、これが 499 万 6,000 円。それから、空調設備の工事 808 万 5,000 円が主なものであります。同じく 17 の公有財産購入費、これにつきましては仁賀保中学校の新設の公有財産購入費であります。

次に、102 ページをごらんになっていただきます。象潟中学校建替事業費の工事請負費につきましては、象潟中学校の用地の造成費でございます。

次に、104 ページをごらんになっていただきます。社会教育費の金浦公民館費、15 の工事請負費 472 万 2,000 円、これはコミュニティーセンターのサッシの取替工事費でございます。

次に、106 ページ、ごらんになってください。社会教育費の図書館費、工事請負費です。300 万。これにつきましては、図書館の全面的漏水防止措置を講じるための工事費でございます。

次に、108 ページをごらんになってください。仁賀保勤労青少年ホーム管理費の 15、工事請負費でございます。これはデジタル放送化に伴いまして、電波障害のアンテナ設備を行うため、仁賀保地区の分であります。

次に、109 ページをごらんになってください。109 ページの工事請負費 900 万、これは金浦の青少年ホームの外壁塗装工事分でございます。

次に、110 ページをごらんになっていただきます。フェライト子ども科学館の管理費でございます。これの委託料につきましては、子ども科学館の制作委託料、これはファンタジーシアター映像シナリオ作成費の委託が主なものでございます。

次に、111 ページをごらんになっていただきます。10 目の 15 節工事請負費でございます。400 万円。これにつきましては、金浦の記念館のトイレ改修と南極の氷を展示するコーナーの新設工事があります。

次に、112 ページをごらんになっていただきます。文化財保護管理費の 13、委託料 192 万 7,000 円、これにつきましては、仁賀保分の各種設備の管理委託料、それから文化財の調査委託料が主なものであります。

次に、113 ページをごらんになっていただきます。郷土資料館の管理費でございます。13 委託料の 140 万 3,000 円。これは朗読大会の講演委託料 88 万円、これが主なものであります。

同じく 113 ページの天然記念物象潟買上事業費の 13 委託料についてであります。これは天然記念

物の象潟島のうち2カ所を購入するため、それに伴う立木補償の不動産鑑定委託料、これと同じく用地の測量委託料。それから17の公有財産、これは2カ所を購入するための代金であります。

次に、115ページをごらんになっていただきます。体育館の工事請負費570万、これにつきましては、金浦体育館の外壁の塗装工事であります。

次に、116ページをごらんになっていただきます。屋外運動施設管理費、15工事請負費でございます。これは仁賀保の運動広場のナイター機具の更新の工事費でございます。

次に、118ページ、ごらんになっていただきます。象潟給食センター費の13委託料、これは運転業務委託と炊飯加工委託が主なものであります。

最後になります、119ページをごらんになっていただきます。象潟学校給食共同調理場建替事業費の13委託料、これは建てかえのための設計委託と地盤調査委託でございます。

以上で、教育部門の歳出についての主なものの説明を終わります。

議長（榊原均君） ここでしばらく休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時38分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第3号から議案第5号までの3件について、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、国民健康保険事業特別会計事業勘定の暫定予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款1項1目と2目でありますけれども、これにつきましては、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税の医療費分と介護納付金分の税額でございます。それから、御承知のとおり、合併協議によりまして、国保税は平成20年3月末まで不均一課税とすることになっております。

次に、8ページをお開きください。4款1項1目の療養給付費等負担金でありますけれども、これは現年度分の国からの療養給付費と老人保健費と介護保険費の負担金であります。

それから、2目の高額医療費共同事業負担金3,240万円は、高額共同事業医療費拠出金の4分の1を国庫負担として見込んでございます。

それから、4款2項1目の国庫補助金5,880万円ですが、これにつきましては財政調整交付金のうち普通調整交付金であります。これは制度改正によりまして、10%から9%に変更しております。

それから、5款1項1目の療養給付費交付金1億4,568万9,000円ですけれども、これは退職者医療分として社会保険診療報酬支払基金から交付される現年度分が1億4,301万、それから過年度分が267万9,000円となっております。

次に、9ページをお開きください。6款1項1目の高額医療費共同事業負担金364万7,000円は、高額共同事業医療費拠出金の4分の1を県の負担金として見込んでございます。

それから、6款2項2目の財政調整交付金3,241万5,000円につきましては、制度改正によりまして新たに設けられた県補助金でありまして、今年度は経過措置として5%を見込んでおります。

それから、7款1項1目の高額医療費共同事業交付金1,150万円につきましては、70万円を超える医療費に対しまして、超えた分について国保連合会から交付される見込み額であります。

それから、9款1項1目の一般会計繰入金203万5,000円ですけれども、これは保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れられる額で、保険税の減税分に係る市への支援分であります。

それから、10ページをお開きください。10款3項7目の雑入1億3,592万8,000円は、合併に伴いまして、9月末の3町それぞれの国保会計から歳入歳出差引残高の見込み額を雑入として入れるものであります。

それから、次に13ページをお開きください。2款1項1目19節と2目の19節につきましては、それぞれ一般被保険者に係る療養給付費負担金と退職被保険者等に係る療養給付費負担金の見込み額であります。

次に、14ページをお開きください。2款1項1目19節の2,660万1,000円、それと2目19節の1,439万7,000円ですが、これにつきましては、一般被保険者の高額療養費負担金と退職被保険者等の高額療養費負担金でございます。

それから、2款4項1目19節の150万円ですが、負担金として出産育児一時金30万円の5件分を見込んでおります。象潟3件、金浦1件、仁賀保1件で見込まれております。それから、28節の繰出金200万円は、出産育児一時金貸付基金への繰出金であります。

それから、15ページをお開きください。2款5項1目19節の350万円ですが、葬祭費負担金として7万円の50件分を見込んでございます。

それから、次に3款1項1目19節の1億508万6,000円ですが、これは老人保険医療費拠出金の見込み額であります。

それから、4款1項1目19節の3,927万4,000円ですが、かかり増し傾向にございます介護納付金の見込み額であります。

それから、5款1項1目19節の1,896万7,000円は、高額医療費共同事業医療費拠出金の見込み額であります。

次に、16ページをお開きください。6款1項1目13節の63万9,000円は、医療費通知の作成委託料でございます。

それから、2目8節の50万2,000円につきましては、これは報償費ですが、保険事業にかかわる各種事業の講師謝礼でございます。それから、19節の負担金は、人間ドックを受けた場合の助成金でありまして、人間ドックは5,000円、脳ドックは1万円を計上しております。

続きまして、議案第4号国保特会の施設勘定の暫定予算について説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。23ページをお開きください。4款2項1目雑入9,640万円でありまして、これは9月末における剰余金の見込み額を計上しております。

次に、歳出でありますけれども、25ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の中の備品購入費ですが、診療所にテレビ、ソファ、洗濯機等の備品購入費であります。

26 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目医療用機械器具費の 18 節の備品購入費でありますけれども、1,239 万円計上してございますけれども、これは小出診療所におきます超音波の診断のための医療機器と、薬剤分包機 2 台、これが主なものであります。

それから、3 款 1 項 1 目施設整備費の 15 節工事請負費 8,583 万 1,000 円でありますけれども、これは小出診療所の待合所の増築工事、それから冷暖房の改修工事、院内診療所の倉庫と風除室の増築工事に係る経費でございます。

それから、27 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目の諸検査委託料でありますけれども、13 節の委託料であります。これは血液検査とか細胞診などの組織検査の委託料であります。

以上で、国保特会の施設勘定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 5 号老人保健特別会計の暫定予算につきまして御説明申し上げます。

34 ページの歳入から御説明いたします。1 款 1 項 1 目の医療費交付金 4 億 4,262 万 8,000 円は、診療報酬支払基金からの交付金の見込み額であります。

それから、1 款 1 項 2 目の審査支払手数料交付金 331 万 9,000 円は、これも支払基金からの交付額でございます。

それから、平成 14 年 10 月から公費負担割合が段階的に引き下げられることから、10 月から 2 月診療分までは 58%から 54%になるため、そのように算定しております。

それから、2 款 1 項 1 目の医療費負担金 2 億 794 万 3,000 円は、国から入るものでありますけれども、これにつきましても、公費負担割合の段階的、これは引き上げに伴いまして、10 月から 2 月診療分までは 600 分の 184 となるために、そのように算定しております。

それから、3 款 1 項 1 目の県負担金でありますけれども、これも公費負担割合の段階的引き上げに伴いまして、同じく 600 分の 46 というように算定しております。

それから、35 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 900 万円につきましても、600 分の 46 ということになるために、このような率で計算しております。

それから、次に 36 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目の医療給付費 8 億 684 万 7,000 円、これと 2 目の医療費支給費 1,004 万 6,000 円は、これも見込み額で計上しております。

それから、3 目の 12 節の役務費につきましては、レセプトの審査支払手数料であります。

以上で、老保会計についての説明を終わらせていただきます。以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第 6 号につきましては、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定予算について御説明いたします。

事業期間は平成 5 年度から始まりまして平成 22 年度までの 18 年計画というふうになっております。現在、工事に着手しまして 13 年目に入っております。

次のページの 38 ページ、39 ページをお開き願います。歳入であります。2 款の使用料及び手数料であります。これは使用料 3 ヶ月分でございます。

それから、4 款の繰入金 1 億 8,442 万 4,000 円、これは一般会計の都市計画総務費から、28 節からの繰入金 3 期分ということでございます。

5 款の諸収入、3 の雑入 4,340 万 7,000 円ありますけれども、このうちの 1,000 万円が消費税の還付金、それから残の 3,340 万 7,000 円は前年度の繰越金でありますので、今回、雑入という科目のほうに入れることになっております。合わせまして、2 億 6,085 万 6,000 円の歳入ということになります。

39 ページの歳出に入ります。

1 款の総務費、これは一般管理費だとか管渠の管理費、大体 108 キロぐらいあります。それから、笹森クリーンセンター費、これらを合わせたものが 1 億 883 万 8,000 円でございます。

2 款の事業費、下水道事業費 13 億ぐらいありますけれども、この事業といたしましては、平成 17 年度は主に 3 ヲ所で行っております。すずらん通り、T D K 快明寮付近のところは 4 ヘクタール、それから平沢のガス水道局裏手の J R 付近の 2.4 ヘクタール、それから象潟地区の公民館、体育館、沖の田付近、これが 12.9 ヘクタール、合わせまして 19.3 ヘクタールの範囲内で、いろいろな管渠、それから中継ポンプの建設、処理場の設計とか建設工事の委託、幹線管渠建設工事費、ポンプ用地の購入費、ガス水道管の移設補償費などを合わせたものが 13 億 3,634 万 7,000 円でございます。

公債費 510 万 1,000 円ありますけれども、一時借入金の利息分でございます。

合わせまして 14 億 5,597 万円となるものでございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第 7 号につきましては、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、簡易水道特別会計の暫定予算につきまして、概略を説明いたします。

これは市内 11 ヲ所の簡水の経理を行うということでございます。

歳入についてでありますけれども、55 ページをお開きください。5 款 2 項 1 目の雑入 590 万 6,000 円につきましては、決算の剰余金を見込んだものでございます。

それから、歳出についてでありますけれども、57 ページの 1 款 1 項 1 目の維持管理費 13 節委託料、これにつきましてはガス水道局に対する業務委託料として 215 万、それから水源開発工事に伴う調査設計委託料として 100 万円が主なものでございます。

それから、15 節の工事請負費 2,000 万円につきましては、大須郷及び川袋集落の部落営農 一部落で経営しております水道と、大砂川の町営簡易水道を統合した上浜簡易水道水源開発の工事請負費であります。

以上で、簡水につきまして説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、議案第 8 号及び議案第 9 号、2 件については、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） それでは、59 ページの平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定予算について御説明いたします。

60 ページと 61 ページをお開き願いたいと思います。60 ページの歳入であります。使用料及び手数料でございますけれども、これは 3 ヲ月分の使用料、手数料でございます。

4 款の財産収入は、積立金の利子でございます。

5 款の繰入金については、他会計からの繰入金ということで、金浦分、一般会計から 26 万円の繰

入金でございます。

諸収入の雑入でございます。7,706万3,000円でありますけれども、これは平成16年度事業に係る消費税の還付金1,000万円。それから、剰余金でございます、6,706万3,000円。これは本来繰越金となるべきでありますけれども、新市での引き継ぎは雑入ということで、ここに入ってきているところでございます。合わせて1億231万円でございます。

歳出でございます。1款の総務費、総務管理費でございます。これは3地区の処理場18カ所と中継ポンプ等の維持管理費でございます。

2款の事業費、下水道事業費でございます。5億5,584万1,000円ありますけれども、主なものとして、平成14年度から19年度までの計画で実施しています。上浜地区 — 上浜駅付近から砂山集落、小砂川までの農集排事業であります。平成17年度で4年目に入っております。その管路工事、中継ポンプの設置工事、簡易水道の管敷設、国道の横断などの調査設計業務の委託、工事請負費、水道管の移設補償費などを合わせたものでございます。それらを合わせたものが6億10万2,000円あります。

続いて、69ページの平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計暫定予算であります。

これにつきましては、先ほど職務執行者が説明した以外、特に説明することはありませんので、割愛させていただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 次に、議案第10号及び議案第11号までの2件については、ガス水道局長。ガス水道局長（宮崎俊雄君） 議案第10号及び議案第11号について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第2条の暫定期間の業務の予定量ですが、供給戸数を6,315、それから期間の供給量ですが、139万2,700立方、1日の平均供給量を1万5,138立方としております。

それから、主な建設改良事業としまして、1つは液化天然ガスサテライト基地建設事業でございます。これは熱量変更に伴う基地の建設事業でありまして、日沿道の建設によりまして仁賀保地区に係る天然ガスの輸送管の移設が求められておりますが、それに対しては非常に莫大な費用がかかるということで、LNG — 液化天然ガスですが、そのサテライト基地を建設し、13Aのガスを製造するための基地の建設ということでございます。その負担でございます。場所は金浦町黒川地内、事業主体が石油資源開発ということになっております。

それから、2つ目の公共下水道関連ガス管入替事業ですが、これは現在、旧仁賀保町と、それから旧象潟町で行われております公共下水道工事の補償の工事でございます。

それから、13Aガス受入供給設備建設事業でございますが、サテライトで製造された13Aのガスを象潟地内の需要家に供給するための施設の建設であります。事業主体は旧象潟町で工事を発注しておりまして、請負業者は東京ガスのエンジニアリングということになっておるようです。現在、象潟町の事業所の敷地内に建設するというので、いろいろ困難な条件があるようで、現在の事務所はその基地を建設したいというふうな工事でございます。

それから、導管の補強工事でございますが、これは旧金浦町で行われております鳥長根地区の導管の入替工事でございます。

それから、第3条の収益的収入及び支出の御説明をします。

収入の主なものでございますが、ガスの売り上げを7,860万、それから営業雑益として837万2,000円等を計上させてもらっております。

それから、支出のほうの主なものでございますが、採取製造費として3,989万9,000円、3項の供給販売ということで2,458万7,000円、一般管理費として1,741万2,000円を計上させてもらっております。

それから、2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出のところでございますが、収入の主なものの3項補助金463万ありますけれども、これは現在、山形県の鶴岡市のガスのほうに熱量変更事業に派遣しております職員3名に対する天然ガス導入促進センターからの補助及び受け入れ先の鶴岡ガスからの派遣費の補助であります。

支出の主なものですが、1款1項の建設改良費は6億6,560万を計上いたしております。これはサテライトの建設基地の負担金と、それから、主要な建設改良事業の工事請負等であります。

それから、3項の開発費ですが、1億2,302万9,000円、これは熱量変更作業に係るすべての業務の委託費であります。

それから、第5条の一時借入金の限度額を6,000万に定めております。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。暫定予算実施計画の中身の主なものでございますが、3条の収益的収入及び支出の収入のほうでは、1款1項ガスの売上、1目ガス売上を7,860万、それから、2項の営業雑益2目の器具販売収益を555万1,000円計上しております。

それから、収益的収入及び支出の支出のほうでは、1款ガス事業費用2項採取製造費1目原料費を2,865万1,000円見込んでおりますが、これは原ガス代でございます。

それから、11目の修繕費166万6,000円、これは導管、それから供給管等の緊急修繕用の費用であります。

それから、予算書の6ページをお開きください。3項の供給販売費3目の賃金でございますが、583万でございますが、これはガス製造に係る賃金でございます。

それから、17目の委託作業244万6,000円ですが、これはガスメーター交換に係る費用でございます。

8ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入では、1款資本的収入3項の補助金でございますが、これは先ほど申し上げましたように、天然ガス輸送センターからの派遣の職員に対する補助でございます。

同じく支出のほうでは、1款1項1目拡張改良費14節負担金1億3,620万5,000円、これはサテライト建設に係る負担金でございます。

予算書の9ページをお開きください。1款1項1目拡張改良費でございます。24節の工事請負費ですが、5億2,354万1,000円、これは先ほど申し上げましたとおり、ガス事業業務の主な建設改良事業を含む工事費でございます。

それから、2目の業務設備費ですが、27節固定資産購入費150万ですが、これはガスメーター検針器の購入代でございます。5台分ということになっております。

それから、1 款 3 項開発費 1 目の熱量変更開発費ですが、19 節委託作業費でございます。5,894 万 8,000 円、これは熱量変更に係るすべての作業を含んでおります。

以上がガスの暫定予算でございます。

同じく予算書の 11 ページをお開き願います。水道事業会計の暫定予算について御説明をいたします。

第 2 条の暫定期間の業務予定量としましては、給水戸数が 9,967 戸、それから期間の給水量が 90 万 5,953 立方メートル、それから 1 日平均の給水量を 9,847 立方としております。

主な建設改良事業としては、第 4 次上水道整備事業、これは現在旧仁賀保町の畑地区で行われておる工事でございます。

それから、簡易水道統合整備事業、これも旧仁賀保町の桂坂・横森地内に給水するための配水場等の増設ポンプの設置等でございます。

それから、公共下水道関連配水管入替事業ですが、これは公共下水道に伴います旧仁賀保地区と旧象潟町で行われております水道管の入替事業でございます。

それから、石綿セメント管更新事業とありますが、これは現在、旧金浦町で行われておりまして、場所が浄水場と配水場の送水管の入れかえということでございます。この事業は厚生労働省の補助事業でございまして、水道管の埋設後、30 年以上を経過している老朽管の更新を図るということで実施されている事業でございます。

それから、第 3 条の収益的収入及び支出のほうの御説明をします。

収入のほうですが、1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 億 882 万 5,000 円、これは給水の収益でございます。

支出のほうですが、1 款水道事業費用 1 項営業費用 5,977 万 2,000 円を計上させていただいております。

それから、12 ページをお開きください。4 条の資本的収入及び支出の収入に関しては、特段御説明を申し上げることはございません。

支出のほうですが、1 款 1 項建設改良費 4 億 6,862 万、これは先ほど申し上げましたとおり、主な建設事業を含む工事費であります。

第 5 条では一時借入金の限度額を 6,000 万ということで定めております。

それから、予算書の 14 ページをお開きください。実施計画の主なものを御説明します。3 条の収益的収入及び支出のところですが、収入では、1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益 1 億 840 万を見込んでおります。

予算書の 15 ページをお開きください。1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費の 3 節賃金 286 万 5,000 円、これは施設の維持に係る賃金でございます。それから、同じく 18 節ですが、動力費 516 万 7,000 円、上水道の動力に係る電気料でございます。

それから、16 ページをお開きください。2 目の配水及び給水費ですが、14 節委託料 397 万 5,000 円、これは水質検査委託料でございます。同じく 17 節修繕費ですが、241 万 1,000 円、これは配水、それから給水管の緊急修繕に対応するものでございます。

それから、予算書の17ページをお開きください。5目の総係費19節委託料229万1,000円、これは水道メーターの検針の委託でございます。

それから、予算書の18ページをお開きください。収入のほうでは特別に御説明申し上げることはございません。

支出のほうでは、1款1項建設改良費1目の拡張改良費ですが、36節工事請負費4億5,793万3,000円、これは先ほど申し上げました主な建設事業を含む工事費でございます。それから、39節固定資産購入費250万2,000円ですが、これは車両の更新、購入する分であります。

それから、2目の業務設備費ですが、39節固定資産購入費150万ですが、これも同じく水道メーターの検針器の購入費です。検針器そのものはハンディターミナルというふうな検針器で、1台が約30万するそうで、5台分の購入費を見ております。

以上が水道の概要でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第12号については、収入役職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） 議案第12号、20ページになりますが、これは職務執行者が説明したことにつけ加えて特に説明することはございません。

議長（榊原均君） 次に、議案第13号及び議案第14号の2件については、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第13号並びに第14号については補足説明ございません。

議長（榊原均君） 次に、議案第15号及び議案第16号の2件については、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） とともに合併に伴う事務手続でありますので、先ほど市長職務執行者が説明した以外、特に説明することはございません。

議案第16号についても同様でございます。以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第17号については、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） これにつきましても、職務執行者が提案理由として述べたとおりでございます。以上です。

議長（榊原均君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時20分 散 会

平成 17 年第 1 回にかほ市議会臨時会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 47 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	18 番	土井	一美
19 番	池田	好隆	20 番	梶原	澄夫
21 番	伊藤	知	22 番	佐々木	正己
23 番	村上	次郎	24 番	山田	明
25 番	高橋	二郎	26 番	飯尾	善紀
27 番	佐々木	弥四夫	28 番	佐藤	功
29 番	佐藤	文昭	30 番	小川	正文
31 番	本藤	敏夫	32 番	佐藤	範義
33 番	菊地	衛	34 番	宮崎	信一
35 番	伊藤	晃	36 番	須田	鉄郎
37 番	佐々木	元	38 番	齋藤	信義
39 番	池田	敏郎	40 番	佐々木	正明
41 番	市川	雄次	42 番	佐々木	栄
43 番	佐々木	春男	44 番	須田	金一
45 番	加藤	光裕	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内	享一	参	事	佐藤	正
庶務係長	藤谷	博之	主	査	佐々木	美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長職務執行者	巴 徳 雄	教 育 長	大久保 敬 一
総務部長	須 田 正 彦	市 民 部 長	笹 森 和 雄
産業建設部長	金 子 則 之	仁賀保市民サービスセンター長	阿 部 五 郎
金浦市民サービスセンター長	三 浦 忠 彦	象潟市民サービスセンター長	松 野 勝 弘
教育次長	佐 藤 定 夫	ガス水道局長	宮 崎 俊 雄
消 防 長	高 橋 誠	収入役職務代理者	斎 藤 乃 里 子
選挙管理委員会事務局長 兼監査委員事務局長	佐 藤 正 記		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成17年10月12日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第1号 にかほ市役所の位置を定める条例ほか193条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第2 議案第2号 平成17年度にかほ市一般会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第3 議案第3号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第4 議案第4号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第5 議案第5号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第6 議案第6号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第7 議案第7号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第8 議案第8号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第9 議案第9号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）
- 第10 議案第10号 平成17年度にかほ市ガス事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第10号）
- 第11 議案第11号 平成17年度にかほ市水道事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）
- 第12 議案第12号 にかほ市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認につ

いて（専決第12号）

- 第13 議案第13号 字の名称変更の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）
- 第14 議案第14号 秋田県とにかほ市との間の公平委員会の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認について（専決第14号）
- 第15 議案第15号 秋田県農業信用基金協会の会員となる専決処分の報告及びその承認について（専決第15号）
- 第16 議案第16号 秋田県漁業信用基金協会の会員となる専決処分の報告及びその承認について（専決第16号）
- 第17 議案第17号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認について（専決第17号）
- 第18 委員会の閉会中の継続審査の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は47名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

本日の本会議を開きます。

日程第1、議案第1号にかほ市役所の位置を定める条例ほか193条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から日程第17、議案第17号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認について（専決第17号）までの17件を一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第1号にかほ市役所の位置を定める条例のほか193条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の質疑を行います。順番に質疑を許します。

なお、発言は自席で行ってくださいますようお願いいたします。

最初に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 23番村上です。議案第1号について質問がありますが、質問に先立って、できれば議事進行面では、通告者が何名、何件質疑があると、こういうふうなことがあらかじめ提示されていれば、全体としてよくわかるのではないかと、もし余裕があるとすれば、質問項目、テーマだけでも一覧表にして配付する、こういう手順があればいいのではないかと思いますので、これは質問に先立っての要望ということになります。

それでは、質問しますけれども、この議案の条例がたくさんありますので、数項目あるんですが、一括して全部まとめて質問していいですか。

議長（榊原均君） はい、そのようにお願いします。

23番（村上次郎君） それでは、最初の質問は、条例第30号です。資料のページでは104になります。にかほ市職員定数条例、資料1、ページは104と。この中に、消防職員の定数について記載があります。65人というふうになっておりますけれども、現在、消防の仕事は、大変ふえて忙しくなっているというふうには推測されます。救急車の出動もかなりの数に上っているというふうな報告も受けております。それで、この消防職員の定数というのは、国の基準があると思うわけですが、その基準どおりに配置されているのかどうか。もし、多い、あるいは少ないということがあるとしたら、その理由は何か。また、それを埋めるため — 少ないのではないかと推測するわけですが、今後、その定数についての対策などありましたら、お願いしたい。それが質問の第1点です。

第2番目の質問は、条例第42号です。資料1の129ページになります。にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、資料の129ページ。この中の第5条に、「費用弁償として旅費を支給」というふうになっているわけですが、一般的に考えると、費用弁償と旅費、この2つは区別して支給される場合も多いと思うんですが、ここでは区別なしで、費用弁償という形で旅費を出すというふうにしております。これはどうして区別をしていないのか、一緒にしているのかどうかという質問です。

また、表のほうに入りますと、公務のための旅行、車賃が1キロメートルにつき37円、こういうふうに出ていますが、この37円の算定の基準の根拠、これについてもお尋ねします。

それから、さらに日当がありますが、常勤特別職、議員などが2,500円、市職員の日当が2,100円と、こういうふうになっていますが、わかるような気もするけれども、この差はどうして生じているのかという点についてもお尋ねします。

3点目は、条例第53号ですが、これも資料1の192ページです。にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、192ページにあります。この第2条に、議会の議決に付さなければならない工事請負の契約金額について記載されていますが、契約金額が1億5,000万円というふうになっており、財産の取得等では予定価格2,000万円、こういうふうになっています。現在までの町の場合であれば、工事契約金額が5,000万円、財産の取得予定価格が1,000万円以上、このときには議会にかけると、こういうふうになっておりますが、にかほ市になって、3町が一緒になったら、大体3倍ぐらいの金額になっております。これも根拠があると思うわけですが、この契約金額、予定価格等についての根拠についてお尋ねします。

この議案、最後の質問になりますが、資料2のほうに入ります。条例第192号、ページが881、最後のほうになります。にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、881ページ、この中の第2条に、団員の定員数が706人というふうになっております。消防団員の方々は市民のために大変重要で困難な仕事をすることになってきているわけですが、この定員数の基準がどのような形で決められているのか、また、団員が、なかなか手がなく、難儀していると、こ

ういう話も聞きますので、団員の確保、あるいは減少策についてどのような手だてをとってきているか、対策などについても含めてお尋ねします。

第1号については以上です。

議長（榊原均君） 答弁をいただくわけですが、答弁につきましては、例えば総務部長が答弁する場合は、総務部長の関係しているところ全部いきますので、ちょっと順序不同になると思いますけれども、そうしないと、ちょっと時間がかかり過ぎますので、そのような形で進めさせていただきますので、御了解していただきたいと思います。

それでは、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 条例第30号にかほ市職員定数条例の消防職員の定数についてでございますけれども、消防職員の定数について、国の配置基準は88人となっておりますが、にかほ市の定数基準は65人に定めております。現在は、御承知のように63名の人員となっております。国の配置基準より少ない人員配置となっておりますが、にかほ市消防においては、1本部1署体制となっており、対応可能な人員であると判断し、65名で定数条例を定めたところでございます。なお、現在の車両数からいきましても、65名の定数が一番可能な範囲というふうに考えております。

2つ目の条例第42号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例でございますけれども、第5条に、費用弁償と旅費を支給しているが、区別をしないのはなぜかということでございますけれども、旅費は公務のために旅行する常勤職員に対し、旅行に要する費用として地方公共団体から支給される金銭給付というふうなうたわっております。地方自治法では、常勤職員に支給する場合を旅費、非常勤職員に支給する場合を費用弁償としており、非常勤の職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができることを認めており、支給方法及びその額は条例で定め、交通費ないしは旅費を費用弁償として支給している例が多いとされております。したがって、旅費は費用弁償に当たるもので、議員としての職務の執行のために要する旅費として標準的な費用を旅費として定めたものであります。特に区別する必要がないんじゃないかなというふうに考えて、そのような条例の制定にいたしております。

それから、公務のため旅行における車賃を1キロメートル37円としている根拠はということでございますけれども、国家公務員等の旅費に関する法律第19条の第1項の規定を準用したものであります。近隣及び他の自治体も同様の状況であります。これは私有自動車を使用し、旅行した場合に支給されるもので、私有自動車の燃料代のほか、車の損耗費等を含めた借り上げ的な対価でありますので、全国的な共通の単価と今のところ考えております。また、由利本荘市も同様の1キロメートル37円というふうに車の単価を定めております。

3つ目の、日当について常勤職員などが2,500円、市職員が2,100円としたのはなぜかという御質問でありますけれども、常勤職員及び議員等の日当は、旅行先が100キロメートル未満の場合は、県内外問わず支給しないこととし、額は旧仁賀保町の例により定めたものであります。一般職員について、旧3町の県内支給を撤廃したほか、常勤特別職と同様に、県外であっても100キロメートル未満は支給しないこととし、額は旧3町の規定の額のおおよその中間をとった額といたしております。

続きまして、条例第 53 号でございますけれども、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 2 条の分でございますけれども、このものについては、地方自治法施行令第 121 条の 3 において定められている金額、工事または製造の請負について、市は 1 億 5,000 万、そして不動産もしくは動産の買入れ、もしくは売り払いについては 2,000 万を下らないことと規定されており、上回ることはよろしいわけですが、下回ることはできないというふうに地方自治法の施行令で定められております。

そういう関係から、そういうような条例にいたしているところであります。

議長（榊原均君） 次、答弁、消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、条例第 192 号について答弁申し上げます。消防団員は、地域の実情に詳しいこと、また、いろいろな職業に従事しているためさまざまな技術や知識を持っていること、また、その地域に住んでいる方や働いている人が多く、短時間に大人数が集まることなどで、こうした特色により大規模な火災や大地震、洪水などの大災害等、情報が混乱しがちな災害現場において、大きな活躍が期待されております。

当地域におきましても、団員の減少は進んでおりますが、減少に歯どめをかけるため、消防団幹部を委員として、平成 13 年 5 月に消防団組織検討委員会を設置いたしまして、管内集落の男性 15 歳以上の人口状況一覧、また、各分団、部の年間活動状況報告書、各分団の意向等を聞き取り、また、各分団、各部の現状を資料として参考にし、7 回の会議を重ね、検討報告書が提出されました。その報告書をたたき台といたしまして、分団、部、各班の定数を定めております。

また、総務省消防庁では、平成 15 年 11 月に、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員の確保のための調査検討会を開催し、アンケート調査及び現地調査等の実態調査結果に基づき、具体的な方策を検討しております。団員確保の方策といたしましては、1、被雇用者団員の確保、2、女性消防団員の確保、3、大学生、専門学校生の若年層の確保などが提案されております。当地域では、このうち、1、2 を積極的に進めて団員の確保に努めたいと考えております。以上です。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） 条例 30 号のほうと、それから 53 号、192 号について再質問します。

30 号のほうですが、現在の定員が 65 人ということで対応できると、大まかに言うとそういう答弁だったと思いますが、国の基準から見ると、かなり下回っていると。これで間に合っているからいいというふうに考えていいのか、あるいは国の基準に近づけるべく努力していくのかということも問われるかと思うわけです。一般的に言って、例えば消防職員の有給休暇の行使状況等から判断したり、あるいは超過勤務や不規則勤務の実態等を考えて、どのような方向でいけばいいのか、その点について、もし見解がありましたら、お尋ねします。

それから、53 号についてですが、これも、上位法の関係でそのようにということなんですが、これは、ちょっと見ますと、秋田市議会でも 1 億 5,000 万、それから福岡、あるいは東京都の台東区、新宿区等も 1 億 5,000 万、あるいは 1 億 8,000 万、そして、にかほのように、3 万人を切るような市でも 1 億 5,000 万、こういうことで、上位法の関係でそれをそのまま当てはめるということになれば、それとはそうかもしれませんけれども、果たしてそういうことでいいのかどうか。これは、

現状としては変更不能ということになるかもしれませんが、こういうことについての見解も、もしありましたら、お尋ねします。

それから、第 192 号についての 706 人というのは、現在の人数かどうかということについてお尋ねします。以上です。

議長（榊原均君） 最初、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 条例 30 号については、消防長のほうからお答えしていきたいと思っていますけれども、条例第 53 号の契約等に関するものについては、要するに、地方自治法の施行令で下回らないことというふうに規定されていることから、このものについてはそのままの解釈で、これは、どうしても、そういう形になりますと、いろんな事例が出てきますけれども、例えば工事請負費で、都道府県は 5 億でございます。指定都市が 3 億まででございます。市が 1 億 5,000 万と、町村が 5,000 万。また、動産もしくは動産等についても都道府県が 7,000 万、そして指定都市が 4,000 万、市が 2,000 万、町村が 700 万ということで、規定で定められたとおりの運用をしてみたいというふうに思っております。

議長（榊原均君） 次に、答弁、消防長。

消防長（高橋誠君） 条例 30 号のほうですけれども、現在 63 名ということで、非常に職員のほうに勤務体制としては負担がかかっているのかなと思っています。車自体は、やはり台数はありますけれども、ほとんどがまず乗りかえ、その災害状況によってどの車が出ていくかということで、乗りかえで人員の対応をしております。

また、うちのほうは、幸い 1 本部 1 署体制ということで、通信、119 番の受け付けのほうで 1 か所で行けるといふような利点もありますし、今現在の状況では、この人数でも、ぎりぎりやっつけていけるのかなという感じは持っております。

それと、192 号のほうですけれども、団員、条例定数が現在 706 名となっておりますけれども、10 月 1 日現在の実員数は 616 名の 90 名の減員となっております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） それでは質問させていただきます。

議案第 1 号、専決第 1 号の条例第 4 号にかほ市公告式条例です。ページは 4 ページです。公告式というのは、ある事項を広く一般に周知させるための方式ということで理解をしますが、住民との協働の面からも、情報の共有をするということで、単なる 3 庁舎の掲示板だけに掲示をするだけでいいのかどうか。視点を、私はやっぱり、公民館や、あるいは図書館等、こういうところにもきちんと掲示をする、そういう広告式にできるんじゃないかと、そういうふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

2 つ目です。条例第 6 号にかほ市の設置に伴い失効することとなる仁賀保町顕彰条例の経過措置を定める条例、ページが 9 ページです。これは、旧仁賀保町にある内容を持ってきた内容だと思いますが、顕彰による終身年金というふうになっています。具体的に、私たちはどういうものかというのはわかりませんので、具体的な内容、現在受給している人、あるいは受給額、これについて伺いたいと思います。

3つ目です。条例第11号にかほ市個人情報保護条例、ページの27、ページの31、ページの33です。第9条第1号で、本人同意の場合は情報提供できるとありますが、本人同意を求める具体的な方策をどのように考えているのか。

2点目は、第9条第7号で、国等に当該事務の性質上提供することにやむを得ない理由がある場合と認められるときとあるが、具体的な事例を伺います。

第12条第3号について、必要でなくなった情報を確実に、速やかに廃棄し、または消去するとあるが、検証・確認の方法をどのように考えているのか、伺います。

4点目、第13条第1項で、委託との契約上の定めとあるが、万一の担保等を定められる内容になっているのかどうか、伺います。

第5点目、住民基本台帳の閲覧について。今、各地で問題になっていますから、本市としては、どのような確認方法を考えているのか、伺います。

それから、条例第25号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例であります。公職選挙法では、1投票区に5以上10以内を政令で定めるところにより算定するというふうになっております。旧3町の投票区数が、あるいは掲示場の数はどのようになっていたのか。さらに、選挙管理委員会が開催されているというふうに聞いておりますので、総数、どのように決まったのか、伺いたいと思います。

それから、第26号にかほ市議会議員及びにかほ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、ページは91ページであります。公職選挙法では、選挙運動用自動車と選挙運動用ポスターについては無料とすることができるとなっております。第2条の6万4,500円、あるいは第4条のアの1万5,300円、ウの1万2,500円、第8条の510円48銭と、30万1,875円のこういう金額につまましての根拠がありましたら、伺いたいと思います。

条例第28号にかほ市監査委員条例、ページの97ページ、1点目は、旧3町の監査委員は合併によって失職し、新市長のもとで監査委員が選任されるまで不在という状態になるわけです。このような状態の中でどのようにカバーをするのか。例えば、これは住民監査というものもありますから、そういうものに対応できるような方法が考えられているのかどうか、伺います。

2点目は、旧3町の17年度決算については、それぞれの町の議員で決算審査が行われることになるが、新市の監査委員が監査することになり、不都合な点が出てこないのか、伺います。

それから、3点目、識見を有する者の報酬が月額2万7,000円となっているが、市の監査委員の報酬として、類似団体と比較してどのような位置にあるか。私は、率直に言って、低い額になってしまっているんじゃないかという思いがあります。

条例第30号にかほ市定数条例、先ほど村上議員も言われましたが、ページの104ページ、私は別の視点でしたいと思います。

1点目は、それぞれの部局における非常勤職員と臨時職員の実数について伺います。また、将来のあり方についてどのように考えているか、伺います。

2点目、例えば図書館や図書室、学校の図書事務など専門的な臨時職員についての雇用形態には一考を要すると考えます。というのは、地方公務員法とか、あるいは国家公務員法の中で、臨時職

員の年数については限られておりますが、どのように考えているのか、伺います。

3点目は、消防職員の定数について、1本部1署体制移行の際に、職員減による経費節減計画が説明されました。具体的にいきますと、13年度に1人790万円、14年度に2人で2,200万円の経費節減ができると、こういう説明がされています。定数の65人というのは、そういうものをきちんとやった上での65人になっているのか、伺いたと思います。

それから、条例第40号にかほ市職員互助会条例、ページの127ページ、この条例をつくる際に、将来の職員互助会のあり方についてどのような検討がされたのか。聞くところによりますと、会費は500円という、これは月額だと思うんですが、500円というお話でしたが、市の交付金との負担割合を考えてこういう500円ということになったのかどうか、伺いたと思います。

条例第42号にかほ市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、先ほどもありましたが、ページは130ページであります。片道の行程が10キロメートル未満の1,000円というふうになっています。私は、実際は700メートルか800メートルしかありません。旧象潟町では、一切そういうものについてはなくしてきた経過があります。そういうことで、この10キロメートル未満とした根拠、これについて伺います。

それから、条例第49号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例、1点目は、合併による人事で部長や参事が配置されています。給与表で上位に移行した人数と、それによって増額した歳出額を伺いたと思います。今までは8等級が最高でしたから、今度は9等級が出ますから。

それから、2点目は、第4条、6、7、8、9、10項について、今後つくられる規則も — これは特別昇給の関係です — 含めて、職員が意欲を持って働くためには、公平で客観的に説明できるものにするために、どのように考えられているのか、伺いたと思います。

3点目は、第7条、管理職ごとの管理職手当の、これは月額100分の12を超えない額というふうになっていますので、例えば部長は100分の幾らですと、課長は幾らですと、こういうふうに決められておると思っていますので、伺いたと思います。

それから、条例第51号、ページの172、にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例、これは全国的に特殊勤務手当のあり方について問題が提起されております。この特殊勤務手当は必要でないとかというふうに、いろいろ出されておりますので、この条例策定に当たって、現在この条例にのっている特殊勤務手当がどのような検討で出されてきたのか、そして、実際に条例上にあっても支給されていないものもあると思うんです。支給しないというふうになっているものもあると思いますので、それらの点について伺いたと思います。

それから、条例第52号にかほ市職員等の旅費に関する条例、ページの177、186、191関係であります。第7条と第36条、それから別表にあります。支度料についてです。外国旅行が特殊でなくなっている現在、公務員の支度料の是非が論じられていますが、どのように検討されてきたのか。一定の歯どめについては承知をしています、1年以内に2回見に行くとか、そういう場合は減ずるとするのは。

それから、条例第53号、村上議員も質問がありましたが、私は別の視点で議会の機能を果たすためにということで伺いたと思います。

1 点目は、議決案件に付された契約については、予定価格、入札参加業者の入札額を議会に資料として提出することについてどのように考えているのか、伺います。

2 点目は、議決案件以外の入札契約状況について、市民に閲覧できることを考えているのかどうかであります。

それから、条例第 57 号にかほ市税条例であります。256 ページから 257 ページであります。これは、合併協議会でいろいろ論議がされて、お互いに何か誤解があるような内容になっていましたが。というのは、141 条から 151 条について、入湯税についてであります。端的に、日帰りのお客さんからも徴収するかどうか。確かに、一般共同浴場とか、あるいは公衆浴場については、きちんと届けをし、許可を得ているところは、これは例えば温泉という名前になっても、もらわなくてもいい法律になっておりますけれども、鉱泉浴場になっている場合は、日帰りについては、合併協議会ではもらうんですよという答弁がされておりますから、予算と対比して、日帰りのお客さんからももらうことになっているのかどうか。そして、もらう場合は、じゃ、鉱泉浴場としてはここここですよというふうにして把握していると思いますので、伺いたいと思います。

それから、58 号であります。307 ページであります。合併協議会の確認では、19 年度まで不均一課税となっております。象潟町は 16 年度に税の大幅引き上げを行って、16 年度末で 1 億 9,000 万円の繰り越しとなっております。議会の質疑等の中で、18 年度までの状況を見て、旧象潟町の課税について、19 年度引き下げすることもあることを旧仁賀保・金浦両町と話し合っているというふうに答弁をされています。これの確認についてどのようにされたのか、伺いたいと思います。

それから、条例第 58 号、同じです。にかほ市国民健康保険税条例の 307 ページであります。17 年度、18 年度、19 年度、旧 3 町の健康保険税に、先ほども言いました不均一課税、実質それぞれの旧 3 町の国民健康保険特別会計運営になりますが、「かけはし」の 10 号で見ますと、不均一とする理由として 3 点を挙げ、不均一期間は、持ち寄る基金などを活用しながら調整を図ると書いてあります。象潟町長は、私たちの質問に対して、不均一期間は、基金の取り崩しはしてはならないというふうに答弁をしております。これについて矛盾がないのか伺いたいと思います。

それから、条例第 61 号です。にかほ市手数料条例 — これはきのう総務部長が、私の指摘したことで、9 月 16 日配付の条例集と今回の条例集が内容が違っていると、それから合併協議会で確認された手数料の額と違っていることについて訂正をされていますから、この点については省きます。

条例の第 71 号、ページは 344 ページからであります。基金関係であります。この基金の内容と、書き方について伺いたいと思いますが、72 号と 78 号と 82 号と 83 号、これについては、例えば 72 号と 78 号と 82 号、土地開発基金条例と、象潟郷土資料館資料取得基金条例、それから高額療養費資金貸付基金条例、これについては、いわゆる収益であります。一般会計歳入歳出予算に計上して整理すると書いてあります。83 号については、国保事業特別会計事業勘定歳入歳出会計に計上して整理すると、いわゆる「整理する」であります。他の基金、66 号からずっとありますが、みんなで基金が 21 本ありますけれども、これについては、一般会計歳入歳出予算に計上して、それぞれの基金に編入する、あるいは繰り入れるというふうにして書いてあります。この違いについて、

根拠がどこからきてこういうふうになったのか、伺いたいと思います。

地方自治法第 241 条 4 項では、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければ…… — 計上するわけですけれども、整理する基金と基金に編入するというのと、なぜ違いがあるのかであります。

それから、80 号と 81 号と 84 号については、繰り入れるというふうに書いております。繰り入れることと編入というのは、広辞苑を見ても同じ内容になっていますので、やっぱり同じことですから、できれば用語の統一が必要でなかったのかというふうに思います。

それから、条例第 111 号にかほ市児童館条例、464 ページであります。設置目的として、第 1 条、児童に健全な遊び場を与え、その情操を豊かにする、私も大賛成であります。第 2 条にある大竹、前川、黒川、若葉の 4 館の建設年と、設置目的にかなった児童館活動が行われているのかどうか。きのうの暫定予算の説明で、児童福祉費、工事請負費ということで、2 つの児童館のプール改修というふうに説明はありましたけれども、具体的に、本当にこの設置目的にかなった活動がやられているのか、あるいは指導員等が配置されているのかどうかについても伺います。

119 号であります。にかほ市国民健康保険診療所条例、487 ページ。旧仁賀保町に 2 つの診療所があって、町民のために活動されているわけですが、具体的な診療所の診療日数や、診療を受けた人数、あるいは医師の確保や設備の更新など、現実的にこれから取り組んでいかなければならない問題がありましたら、伺いたいと思います。

きのうの説明の中でも、いろんな機械、2 点ばかりですが、説明がありましたけれども、いわゆる最新の機械設備とか、そういうものが必要なのかどうか。

それから、条例第 122 号にかほ市一般廃棄物最終処分場分担金徴収条例、ページの 500 ページであります。協定書を締結して共同利用する地方公共団体について、どこの地方公共団体がそういう共同利用して、いわゆる負担金を納めているのか伺いたいと思います。

条例第 125 号にかほ市公害防止条例、ページの 510 ページであります。第 3 条で、事業者の責務、第 4 条で市の責務、第 5 条で市民の責務について述べられております。現在、いわゆる特定粉じんについては県知事の管轄にありますが、「静かな時限爆弾」と言われている石綿、いわゆるアスベストであります。身近にも石綿使用の建物の解体がこれから数十年にわたってどんどん行われると思います。そういう石綿粉じんについて、この条例が対応できるのかどうか伺いたいと思います。いわゆる条例整備が必要でないかという意味であります。

条例第 141 号、568 ページ、農業集落排水事業分担金徴収条例であります。現在、旧象潟町では、上浜中央地区ということで工事が行われています。私の質問したいのは、計画されて工事が着手されていない集落があるのかどうか。もしありましたら、その処理戸数と人口について伺います。

2 つ目は、農業集落排水事業特別会計は、合併協議会の中で合併時に統一されることになっていますが、18 年度以降の一般会計からの繰出額、これが推計されておりましたら伺いたいと思います。私は、この後かなり重荷になっていく事業だと思っています。

条例第 150 号、ページの 587 ページ、にかほ市市民の森条例、これは名称としても新しい条例であります。これまで旧象潟町としては町民の森として、「芭蕉の森」や「九十九の森」、いわゆる九

十九の森として親しまれてきました。伊勢居地や院内についても、私はやっぱり愛称があったのじゃないかと。条例上で愛称を唱えることができなかつたのかどうか。何というか、無味乾燥なような内容に受け取りましたので。

167号であります。にかほ市道路条例、640ページであります。市道の種別が合併協議会で確認された調整により、さらに具体的にされているようですが、現況でそれぞれの種別ごとの路線数と総延長を、できたら仁賀保地区、金浦地区、象潟地区ごとに伺いたいと思います。

さらに、2点目は、種別ごとの道路改良率と道路舗装率を伺います。

次に、条例第172号、665ページ、にかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例であります。これは都市計画法にのっとってやられていると思うわけですが、風致地区種別とその場所、面積と世帯数、人口、あるいは企業等について、初めてつくられるというか、私たちにはなかつた条例でありますから、伺いたいと思います。

それから、条例第173号にかほ市都市公園条例、678ページ、都市公園区域内の人口1人当たりの都市公園面積を伺います。あわせて、類似団体の人口1人当たりの状況と比較してどのような状況になっているのか、把握をしておりますら伺います。

条例第176号にかほ市市営住宅条例、689ページであります。きのうも予算説明の中で、幾らか、13団地、何百何戸というような話がありましたけれども、現在の入居状況、それから2つ目は、広域市町村圏整備事業実施計画書を見ますと、旧象潟町とそれから旧金浦町ではいろいろな公営住宅についての建設計画や、あるいは改定計画が出されておりますが、旧仁賀保町ではそういう計画がないようですが、町の3ヵ年計画にもなかつたのかどうか、伺いたいと思います。

もう少しがまんしてください。

条例第183号にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、ページの746ページであります。これは一般職員でも同じですが、特殊勤務手当の現在支給されている内容について、どのようになっているのか伺います。

それから2つ目は、男鹿市でも問題になりましたが、水道事業に携わる職員について、石綿管の取り扱いが予想されています。金浦でも石綿管の更改が行われておりますけれども、特殊勤務手当の支給対象と考えられないのかどうか、伺います。

最後は、185号にかほ市水道事業給水条例であります。第13回合併協議会では、上水道料金の統一については生活に密着した公共料金なので、短期間での料金改定は住民の生活に与える影響が大きいとすべきではないと言われて、3ないし5年と。それで、18年度から統一を確認しています。ちなみに、旧象潟町は、14年度料金引き上げをしております。金浦町は、15年度に引き下げをしております。確認どおり、18年度から統一を実施するのですか。これが1点目。

2点目は、石綿管の埋設状況について把握をしておるようでしたら、延長幾らと、こういう形で伺いたいと思います。

以上であります。

議長（榊原均君） それでは、最初に、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の竹内賢議員からの御質問にお答えしてまいりたいと思

ます。

最初に、条例の第4号にかほ市公告式条例でございますけれども、地方自治法第16条第4項の規定により、条例の公布に関し、必要な事項は条例でこれを定めなければならないとされております。御質問のとおり、掲示場も含め、公布の方法について条例で定めることとなりますが、公布の方法は、広報に掲載して行う方法、また、掲示場に掲示して行う方法などが考えられますが、合併協議での結果、これまで長年の間、特に不都合などの声が寄せられなかったことや、これまでどおり、3庁舎の掲示場に掲示して公布することといたしております。

今後、3庁舎以外の掲示場も含め必要との市民からの要望が多く出された場合については検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、条例第6号のかほ市顕彰条例の経過でございますけれども、このものについては、現在受給している人は1名でございます。その方については、長年にわたって仁賀保町議会議員や仁賀保町長などを歴任され、自治の進展に特に功労があったものとして、昭和63年3月31日に名誉町民の称号を授与された方であります。また、終身年金といたしまして、年間40万の終身年金をお支払いいたしております。

条例第11号にかほ市個人情報保護条例でございますけれども、第9条の第1号になっておりますけれども、これは第2号の誤りでないでしょうか。

第2号で、本人同意の場合は提供できるとあります。具体的な方法ということでございますけれども、基本的には、開示する情報の範囲を示して、同意書に署名捺印していただきたいというふうに考えております。

2つ目の御質問でありますけれども、ほとんどのケースが第1号にあり、法令等に定めがあるとき、あるいは第4号にあります人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるときに基づいて情報の提供が想定されますが、第9条第1項第7号でいう、やむを得ない理由として、例えばどのようなことがあるかということでございますので、例えば考えられるのは、叙勲や表彰等の場合、事前審査がございます。そういうものについては、そういう形でお答えしていきたいというふうに考えているところでございます。

3つ目の質問でございますけれども、このものについては、条例は全職員に及ぶものでありまして、基本的には各担当から個人データの重要性を認識してもらい、その責任において、データの処理をしていただくこととなります。具体的には、コンピューター内の不要になったデータの削除、紙ベースで出力したデータが不要になった場合は、必ずシュレッダーで碎いて処理することなどを徹底して行って、現在もやっておりますけれども、これからも徹底してやっていきたいというふうに考えております。

それから、4つ目でございますけれども、委託との契約上の定め方とありますが、万一の担保が定められるのかという御質問でございますけれども、個人情報を取り扱う事務・業務を委託する場合、委託契約書の中に、個人情報取り扱い特記事項を盛り込み、目的外使用やデータの複写などを禁止しております。万一の担保を定めているかという御質問ですが、契約書の中で違反した場合の損害賠償義務や違約金を明記しております。

それから、5 つ目の質問でございますけれども、住民基本台帳の閲覧について、確認方法をどのように考えているのかという御質問でございますけれども、住民基本カード、もしくは免許証、健康保険証の提示で確認をとっていきたいというふうに思っております。

それから、条例第 30 号にかほ市職員定数条例でございます。それぞれの部局における非常勤職員と臨時職員の実数について伺いますと、また、将来のあり方についてどのように考えているかという御質問でございますけれども、それぞれの部局における非常勤職員は、市長部局で 1 名、教育委員会が 4 名で、合計で 5 名となっております。臨時職員については、市長部局 — 診療所を含んでおりますけれども — 54 名、教育委員会が 70 名、ガス水道局が 20 名の合計 144 名となっております。

将来どのような形で考えているかということでございますけれども、そのものについては非常勤職員及び臨時職員はほとんどがいわゆる施設維持に関する業務に従事しており、当面は、現状の雇用形態で考えておりますが、いずれ、将来的には外部委託などを検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、図書館の専門的な事務職員の雇用形態には一考を要するのではないかという御質問でございますけれども、図書事務等の専門的な事務職員については、新市においても、臨時職員については旧町からの臨時職員が引き続き採用されております。当面は、現状の雇用形態を維持してまいります。新市長の考え方、また、政策によって職員の配置も考えられるということで、今のところ、私のほうからは新しい市長が決まり次第、そういうものについての配置についても相談していきたいというふうに考えております。

続きまして、条例の第 40 号にかほ市職員互助会条例でございます。このものについて検討されたのかということでございますけれども、また、会費としての交付金の負担割合をどのように考えているのかということでございますけれども、職員互助会につきましては、地方公務員法第 42 条に規定されている職員の福利厚生に関する事項でありまして、旧町に引き続いて、新市においても組織するというにしましたものでございます。旧 3 町での協議、事務調整では、職員が負担する会費は月額 500 円、公費の補助金は、合併後に新市長が決まり次第に調整するというふうに考えております。現時点でそういう形でありますので、市民の理解が得られるような適正な公費負担とすべきものというふうに考えております。

条例第 42 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例でございますけれども、片道 10 キロメートル未満の根拠を伺うということでございますけれども、このものについては、先ほど村上議員のほうにもお答えしたとおりでありますけれども、旅費は費用弁償に当たるもので、議員としての職務の執行のために要する経費として、近隣の自治体の例を参考に標準的な金額を定めたというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

続いて、49 号のにかほ市一般職の給与に関する条例でございます。1 つ目の、今回の新市による部長や参事の配置により給与表で上位に移行した人数と、それによって増額した歳出額を伺うということでもありますけれども、今回の人事で給与表で上位に移行した人員は、8 級から 9 級ということで、部長級で 10 名です。それで、その費用については、6 ヶ月分で約 184 万ほどでございます。

また、主席課長から参事になった職員については、どちらの職も給与表が7級であり、上位には移行いたしておりません。

続きまして、第4条の6、7、8、9、10項についてでございます。今後もつくられる規則も含めて、職員が意欲を持ってということでありますけれども、これは当然のことでありまして、できるだけ職員が一生懸命頑張って、その職員の勤務成績が適切に反映されるよう、判定手続の明確化、成績の判定尺度の例示等の導入を今後検討していきたいというふうに思っています。

第7条の管理職ごとの管理職手当の率を伺いますということでありますけれども、このものにつきましては、部長等につきましては100分の12でございます。主幹につきましては100分の10、課長等につきましては100分の9、参事は100分の7、主席課長補佐は100分の6というふうに管理職手当を定めております。

条例第51号でございます。条例策定に当たってどのような検討がなされたかということがございますけれども、御質問のように、公務員の特殊勤務手当のあり方については、必要性も含め、今、全国的に議論されているところでありますが、この条例の策定に当たっては、旧3町の特殊勤務手当対象業務の中で、秋田県の給与実態調査での指摘事項なども踏まえて今回定めております。本来の業務に含まれるべき業務であって、著しく不快、あるいは危険な業務とは認めがたいものとして精査した結果、車両整備管理者手当、用地買収手当、消防手当などの10項目について廃止しております。

なお、一般廃棄物処理施設技術管理者手当を新たに今回追加をいたしてしております。

条例第52号にかほ市職員等の旅費に関する条例、第7条、第36条の支度料でございますけれども、外国旅行等についても、近年、新聞等でもいろいろ報道されておりますけれども、近年、公務での外国旅行の機会も増加してきており、本条例の策定に当たっては、支度料について、旧3町のものに調整を加えております。金銭的には、旧3町を平均化した形でありますけれども、国家公務員の6級の職にある者に準じております。特に検討を加えたものとして、旅行期間に対する支度料について、これまで旅行期間が1ヵ月未満の場合は一定の金額とされていたものを、さらに細分化いたしてしております。20日未満の場合の支度料を設定しており、その金額は1ヵ月未満の場合の半額としたということで、このものについては相当いろんな形で検討させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

53号にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例ということがございますけれども、このものについて、先ほど、これも村上議員にもお答えしたとおりでありますけれども、契約案件については、必要に応じて予定価格、入札参加業者の入札価格を議会に資料として今後提出していきたいというふうに思っております。

なお、議会の案件以外の250万以上の契約につきましては、にかほ市建設工事請負入札結果等の公表に関する要綱を策定いたしまして、閲覧方式により速やかに公表してまいりたいというふうに考えております。

条例第58号にかほ市国民健康保険税条例でございますけれども、3町とも基本的な考え方として、不測の事態でなければ基金の取り崩しはしないということで申し合わせております。そういう

ことで、象潟町長が基金を取り崩しはしないというふうなことを申し上げたと思いますが、不均一課税間の基金の運用については、旧町単位での医療費の動向等、また、税率の試算をかんがみ、財政面の状況を考慮して対処すべきでないかというふうに考えております。

58号についてももう一度お答えしてまいりたいと思います。基本的な考え方としては、まず財政調整基金のあり方でございますけれども、不測の事態でなければ、よほどの不測の事態でなければ基金の取り崩しはしないというのが原則ではないかなというふうに考えております。そういうことで申し上げたんじゃないかなというふうに思いますけれども、詳細については市民部長のほうからもお答えする予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

条例第 61 号の手数料条例は、先ほどよろしいということでございますので、省略させていただきます。

続きまして、条例第 71 号にかほ市山崎科学教育振興基金条例ほかの基金条例でございますけれども、大変参考になる御質問をしていただきましてありがとうございます。このものについては、各部局で基金について今まで整理して条例化をしておりましたので、まちまちの部分がございました。御質問のとおり、例えば条例 80 号、81 号、84 号については、「繰り入れる」を「整理する」とか、いろんな形になっておりますけれども、準則や他町村の条例に照らし合わせても、間違いということではございませんが、今後、時期を見て表現の統一を図っていくという形にさせていただきたいというふうに、「繰り入れる」を「編入する」に改正すると、例えばそういう形に、「繰り入れる」を「編入する」に改正するということで、時期を見て表現の統一を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（榊原均君） 続きまして、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、市民部関係に出されております御質問に対して答弁申し上げます。

ただいま総務部長からも答弁ありましたけれども、国保税の不均一期間の基金の取り扱いでありますけれども、合併に持ち寄る基金は、過去 3 年間の保険給付費平均額の 10% を持ち寄ることとしたしております。にかほ市における国民健康保険特別会計は、それぞれの会計を一つにまとめたものとなりますけれども、不均一課税期間は旧町単位での会計処理となります。それぞれの旧町単位の医療費の推移、あるいは財政状況を見ながら経理されますので、旧町の国保財政事情によっては、やむを得ず旧町の基金で補てんしなければならない事態も考えられるわけでありまして、その場合には、旧町の税率を改正の上、持ち寄った基金の額は不均一課税が統一される時点で維持されると、この基金の額は変わらないと、そういうことで協議会の中で調整されておるものであります。

それから、国民健康保険診療所条例に関してでありますけれども、まず初めに、平成 15 年度の国民健康保険事業特別会計の施設勘定の決算の内容からお答え申し上げます。

歳入総額 2 億 2,536 万 5,260 円に対しまして、歳出総額が 2 億 94 万 566 円となっております、翌年度に繰り越された額が 2,442 万 4,694 円となっております。それから、診療日数と人数につい

てであります。小出診療所が 269 日、延べ患者数が 1 万 3,602 人、それから院内診療所におきましては、244 日の、延べ患者数が 9,188 人であります。

次に、平成 16 年度の決算内容であります。歳入総額 2 億 396 万 6,505 円に対しまして、歳出総額が 1 億 8,042 万 8,033 円となっております。2,353 万 8,472 円が翌年度に繰り越されております。それから、診療日数と人数についてであります。16 年度におきまして、小出診療所が 267 日、延べ患者数が 1 万 2,518 人、それから院内診療所が 204 日、延べ患者数が 8,593 人となっております。

これからの診療所の現実的課題といたしましては、医師が 1 人なわけで、出張等研修がありました場合は休診したり、2 人体制となれば、在宅ケアにも力点を置くことができるのではないかと。というように先生が話されております。いずれにいたしましても、住民の要望、あるいは、にかほ市としての保健事業のあり方なども含めまして、新市まちづくり計画の方針に基づきまして、今後策定されます基本計画のほうにも盛り込んでいかなければならないことであろうかと考えております。

それから、現在協定書を締結している共同利用する地方公共団体ということで、一般廃棄物の処理場の件でありますけれども、旧仁賀保町の一般廃棄物最終処分場の建設に当たりまして、予定地が旧西目町との境界に位置していたことから、2 町で施設整備をすることになりまして、建設事業費や維持管理費の経費削減を図ることができるという観点からも、旧西目町と協定書を締結して共同利用しているものでございます。

なお、参考に、費用の負担割合でありますけれども、設計工事費、公債費につきましては、にかほ市が 100 分の 65、由利本荘市が 100 分の 35、それから維持管理運営費につきましては、平等割 100 分の 10、人口割 100 分の 40、搬入量割 100 分の 50 で負担をいただいております。

それから、児童館の関係でございますけれども、市内にある児童館の建設年度についてであります。大竹児童館と前川児童館は昭和 51 年、黒川児童館は昭和 60 年の建設でございます。また、若葉児童館は昭和 41 年の建設であります。また、児童館活動の現状、あるいは施設の老朽化を考えますと、現在児童館としての目的に沿っていない施設もあるようですので、現状の運営状況を把握いたしまして、条例等の整備について考えてまいらなければならないと思っております。

なお、黒川の児童館の修繕、あるいは前川のプールの撤去につきましては、部落要望がありまして、修繕しようということでございます。プールの撤去につきましては、前川保育所の前にプールがあったものが、勢至保育園との合併によりまして使用しておりませんので、付近で遊ぶ子供たちがけがをすれば困るなということで、プールの撤去を予定しております。

それから、この施設につきましては、県単事業で建てたものでありまして、特に指導員は置いていないようでございます。

なお、この中で、若葉児童館につきましては、児童館というよりも、地区の会場として利用されている状況下にありますので、現況に合った会館として利用するためには、知事に児童館廃止の申請をして許可を得なければなりませんので、今後その手続をしてまいりたいと考えております。

次に、公害防止条例関係のアスベストの問題でございますが、建物の解体現場などにおける措置

といたしましては、建築物の解体作業時におけるアスベスト暴露防止装置、あるいは大気汚染への飛散防止措置の徹底、または解体現場に対する重点的な監督指導など、各関係省庁から、都道府県あるいは関係業界に通知されているところであります。

秋田県におきましては、アスベストが原因と考えられる健康への影響が大きな社会問題となっているということで、県庁内に 9 部局 21 課室、それから秋田労働局、秋田市、これらから成る秋田県アスベスト問題連絡協議会を設置いたしまして、各機関が把握している情報の交換、あるいは今後の対応について協議いたしておるところであります。また、秋田県アスベスト問題対策会議を、副知事が会長となりまして立ち上げまして、建築物対策とか健康問題についての総合的な対策を推進しようとしております。にかほ市の公害防止条例の目的にも、市民の健康保護、それから生活環境の保全、それからその目的達成のために、事業者、行政、住民の責務などが規定されておりますので、石綿粉じんを想定した条例整備につきましては、現在のところ考えておりません。

以上、市民部関係の答弁を終わらせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、答弁をお願いします。

選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（佐藤正記君） それでは、選挙管理委員会事務局と監査委員のほうから御質問にお答えいたします。

まず最初に、ポスター掲示場の設置に関する条例の中で、旧 3 町の投票区数と掲示場の数はどうなっていたのかということです。仁賀保地区が 14 投票区、72、金浦は 6 投票区で 40、象潟が 21 投票区、121 でございます。この数を合計しますと、41 投票区で 233 であります。この 233 というのが法定のポスター掲示場の数ということになります。

それで、その後の御質問、選挙管理委員会で決定された数という質問がありますけれども、これについては、今、ポスター掲示場の設置場所の依頼をしておりますので、今週中にはこの数を決定されると思います。

それで、参考までに、先月行われました衆議院選挙のポスター掲示場の数ですけれども、この法定数を 18 減少しまして、215 カ所に設置しております。それで、来月行われる市長選挙についても、この 215 に設置する予定にしております。

次に、専決条例第 26 号の選挙運動の公費負担に関する条例ですけれども、これについては、公職選挙法第 141 条第 8 項で、市が定めて、この負担を無料にするということをやっております。

それで、ここに、第 2 条の「6 万 5,400 円」とありますが、「6 万 4,500 円」の間違いです。

最後の、第 8 条の 30 万 1,875 円の根拠ということですが、これについては、公職選挙法施行令第 109 条の 4 というのが、選挙運動用の自動車に関するもの、それから、公職選挙法施行令第 110 条の 4 というのが、選挙運動用のポスターについて、基準額、限度額を定めております。この基準に従いまして条例化したということです。

それで、これが来月行われる市長選挙から適用されるということです。

次に、監査委員のほうに対する質問ですが、これには旧 3 町の監査委員は当然 9 月 30 日で失職してしまいますけれども、この空席、空白期間をどのようにカバーするのかということと、それから、もちろん新市の監査委員が旧 3 町の 17 年度の決算をすることは当然ですが、これは、

当然、合併になる以前からこういう事態を予想されていますし、実際その時期にあるわけです。ですから、この状況を、不在であることをどのようにカバーするか、あるいは新市の監査委員が旧 3 町の 17 年度決算を監査するのは不都合はないかということについては、私からは答えられるものはありません。

最後に、識見を有する者の報酬が月額 2 万 7,000 円とありますけれども、これは竹内賢議員のほうから安過ぎるという御指摘でしたけれども、県内の 69 市町村時代の 9 市の例を見ますと、識見を有する者の報酬は、非常勤である者については、およそ 3 倍ぐらいの開きがございます。そして、もう一つ参考になるのは、最近、町村合併で市になったところがありますけれども、その例であれば、逆にこれより低いという例もございます。

以上で終わります。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部長、答弁をお願いします。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設関係の条例の質問についてお答えをします。

条例第 141 号農業集落排水事業分担金徴収条例に関してでございます。計画された工事が着手されていない集落があるか、または、その処理戸数と人口についてということでございます。計画された工事が着手されていないところは、上浜駅前付近の砂山から小砂川までの範囲で計画しています上浜中央地区のみでございます。集落は、現在 4 集落であります。集落名は、大砂川下橋地区、砂山地区、洗釜地区、大須郷の国道付近であります。

その処理戸数と人口でありますけれども、合計 118 戸で、人口は 360 人です。大砂川下橋地区、砂山地区、洗釜地区は平成 18 年度の着工予定、大須郷国道付近は 44 戸ありますけれども、平成 19 年度の予定でございます。

2 点目の農業集落排水事業特別会計は、合併時に統一されることになっていますが、18 年度以降の一般会計の繰出額についてということでございます。18 年度の繰出額は、推計しますと 2 億 3,600 万円でございます。それがずっとシミュレーションをつくっておりますけれども、このまま 3 地区にありますけれども、2 億円を推移しまして、大きくなっていきますのは、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を見ますと、2 億 4,000 万、2 億 6,000 万と上がっていきます。ピークに達しますのは、平成 31 年の 2 億 7,000 万円と、こういうふうになります。一応これにまた、地方交付税というふうなものが半分ぐらい算入になるというふうになってございますので、このようになっております。

続いて、条例 150 号でございます。これまで象潟町として、町民の森として「芭蕉の森」、「九十九の森」として親しまれてきましたが、伊勢居地や院内についても愛称がなかったのですかということでもありますけれども、仁賀保地区としましては、生活環境保全林として伊勢居地の仁賀保高原生活環境保全林と、院内の黒瀉生活環境保全林の 2 カ所があります。愛称としましては、俗に「高原の森」、「黒瀉の森」などと呼ばれております。条例上について愛称を載せるまでの話はなかったと思います。

続いて、167 号関係でございます。市道の種別、また路線、総延長と、地区ごとにということであります。合併協定書において、町道については現行のとおり新市に引き継ぎ、区分については新

市において調整することとしておりまして、新条例に沿った現路線の種別見直しについて、現在作業中でございます。このことから、旧町から引き継いだ数値でお答えしたいと思います。

仁賀保地区におきましては、1級から7級に区分され、総計1,171本、総延長423キロメートルとなっております。1級路線が19本で、総延長27キロメートル、道路改良率が99.5%、舗装率が100%であります。2級路線は16本で12キロメートル、改良率83%、舗装率87%です。3級路線以下につきましては1,136本、383キロメートルで、改良率38%、舗装率30%となっております。

金浦地区におきましては、1級、2級、その他の路線と区分され、総計395本、総延長152キロメートルとなっております。1級路線が7本で12キロメートル、道路改良率が100%と、舗装率も100%であります。2級路線については、4本で4キロメートル、改良率が97%、舗装率が81%であります。その他の路線につきましては、384本、135キロメートルで、改良率が53%、舗装率37%となっております。

象潟地区におきましては、1級、2級、3級に区分され、総計578本、278キロメートルとなっており、1級路線が32本で40キロメートル、改良率が93%、舗装率が98%でございます。2級路線が26本で17キロメートル、改良率が89%、舗装率が84%でございます。3級路線については、520本で221キロメートル、改良率が35%、舗装率が42%となっております。

167号関係は以上でございます。

続いて、172号でございます。にかほ市風致地区内における建築等の規制に関する条例のことでございます。風致地区、種別とその場所、面積、世帯数、人口、企業等についてという質問でございますが、仁賀保地区内で指定されている風致地区は、琴浦地区と大沢地区の2地区で、それぞれ建ぺい率が20%、高さ制限が8メートルなどの建物形態制限を有する第1種風致地区となっております。指定されている場所ですが、琴浦地区は、旧TDK琴浦工場向かいの砂浜、道路が海に面したところでございます。潮風公園手前までの約430メートルの区間で、大沢地区については、平沢小学校向かいの防波堤沿いの西側、230メートルの区間となっております。2地区とも居住はなく、建物等がない状態であるということで、学校の付近のところは細長いということで、うちを立てるような状況でない。現況は、ハマナスとか、そういうような植生が、そういうようなものが植わってございます。また、面積については、琴浦地区が1.7ヘクタール、大沢地区が0.5ヘクタールで、2地区で2.2ヘクタールが指定されてございます。

続いて、173号関係でございます。都市公園区域内の人口1人当たりの公園面積ということでありますけれども、にかほ市全体では11カ所の都市公園がございます。その面積が18万2,100平米、18.2ヘクタールでございます。都市計画区域の人口が1万9,446名でございまして、1人当たりの都市計画区域内の人口に対する面積については9.4平米というふうになります。

続いて、類似団体と比較してということでもありますけれども、日本荘市になりますと、面積が87.2ヘクタールあります。都市計画区域内の人口の対する人口1人当たりの面積が21.8平米となっております。

続いて、176号についてでございます。市営住宅等の入居の状況についてということでもありますけれども、3地区13団地で、戸数が354戸ありまして、そのうち330戸が入居しております。空

き家が24戸で、多いのが象潟地区の建石団地、ここが13戸あいているということで、ちょっと各部屋とも修繕しなければならないというふうな — 暫定予算でもありましたけれども、修繕をしなければならないというふうになります。

それから、2点目の、旧仁賀保町の3ヵ年実施計画策定の有無についてでございます。旧仁賀保町では、一番古い住宅でも建築後18年に満たないものであり、実施計画の段階では、住宅及び棟全体での大規模な修繕は考えておらなかったために、市の3ヵ年実施計画にはのせておりませんでした。ただし、各戸における修繕箇所がふえている現状でございますので、入居者に現状を確認しながら、棟全体の修繕が必要となると判断された場合は、実施計画にのせて、修繕工事等をしていかなければならないと思います。個別に対応できる修繕程度につきましては、現状どおり対応していきたいというふうに考えてございます。

終わります。

議長（榊原均君） 次に、ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） ガス水道局が所管するものについてお答えします。

専決条例の183号ですが、にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてお答えします。

1つ目の質問ですが、第9条の特殊勤務手当の支給状況ですが、私のほうでは、ガス主任技術者 — これは国家試験等を通った方ですが、4名、それから水道技術管理者として1名、それから鉾山保安員ということで2名、それから熱量変更調整作業ということで派遣しております職員の方々がそれぞれ特別な講習を受けて業務に携わっておりますので、その方3名、その方々に特殊勤務手当を支給しております。

それから、2つ目の御質問ですが、現在老朽管の入れ替え工事等は、すべて業者のほうに委託しております。直接職員が工事に携わるということはありません。そういう関係で、特殊勤務手当の支給対象としての業務としては考えておりません。

現在、アスベストが問題になっておりますが、アスベストそのもの自体が空中に飛散して、それを人間が吸うというふうなことで、水道の石綿セメント管につきましては、セメントの中にアスベストが混合されていまして管がつくられておりますが、アスベストそのものが空中に飛散するということはありません。それで、老朽管等の更新でございますが、現在そのものは土中に埋め殺しになっているわけでありまして、そういうことから、アスベストが空中に飛散するおそれはないということでございます。

ただし、前後の接続を必要とするような工事については、そのアスベスト管を切断しなくちゃならないわけで、そのときに一部粉じんが飛散します。男鹿市の例を参考にしますと、そういう業務に携わった方が、あのようなことに見舞われたのかなということで考えていますが、私どもは、そのようなときには、粉じんが飛散しないような対策、それから、そういう粉じんを吸わないような防じんマスクの着用など、業者のほうに指導していきたいということで考えております。

それから、参考まででございますが、世界保健機構のほうで策定しています、厚生省のほうからも見解が出ていますが、飲料水のガイドライン、動物実験において、飲料水に含まれるアスベスト

からの発がんは認められてないと。飲料水中のアスベストについて、健康影響の観点から、ガイドラインを定める必要はないというふうな結論をされておりますが、石綿管については、この後も徐々に入れかえをして、新しい管に取りかえていきたいということで思っております。

それから、専決の 185 号ですが、最初の質問でございます。第 13 回の合併協議会で上水道の給水料金は平成 18 年度から統一をするということで確認されておりましたが、その後、平成 17 年 1 月 26 日開催の第 22 回目の合併協議会で、協定項目の一部変更についての協議がされております。その中で、上水道の給水料金は、平成 19 年度から統一するとなっておりますので、私ども統一に向けて努力をしたいということで考えております。

それから、2 つ目の御質問ですが、にかほ市における上水道の配水、導水管、合わせて総延長が約 250 キロメートルあります。そのうちに、石綿管が約 32 キロメートルまだ残っておりまして、その内訳は、旧象潟町の総延長が 108 キロメートルのうち 24 キロメートルが残っております。旧金浦町が 35 キロメートルのうち 5 キロメートル、旧仁賀保町が 107 キロメートルのうちの 3 キロメートル、合計で 32 キロメートル残っておりまして、約 12.8%、この後も、その管の入れかえに努力していきたいということで考えていますので、よろしく願います。以上です。

議長（榊原均君） 17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 条例第 4 号のにかほ市公告式条例についてお答えをいただきましたが、現在不都合はないと、今後住民等の要望等を受けて検討をしていきたいという、端的に言うと、そういう答弁だったと思うんですが、私は、その辺が問題だと思うんです。というのは、やっぱり市として住民に対して、積極的に能動的にそういうものについて公開をしていくと、そういう姿勢が必要だと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

それから、2 点目は - 2 点目というよりも、条例第 11 号個人情報保護条例であります。特に問題になるのは、職員の皆さんがパソコンからいわゆるソフトを持ち帰ったり、そういうものが車から持ち去られたり、あるいは置き忘れをしたり、そういうのが今多くありますから、そういう点について、きちんと手続的なものが必要だろうと。マニュアルということはあれですけども、その辺についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それから、それは、今の問題については、委託をする委託先の問題のところについても、先ほど契約書等で「損害をこうむった場合は」というようなお話がありましたけれども、嚴重なそういういわゆる個人情報の保護について必要だというふうに思いますが、その点について、他の自治体とか、そういうものを参考にしながら、きちんと対処をするべきだと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

それから、条例第 28 号です。監査委員についてですが、2 万 7,000 円、例えば税理士とか、あるいは会計士とかになった場合は、こういう金額ではだめだろうというふうに思います。これからの自治体の監査の場合には、そういう人方を私はきちんとやるべきだと思うんですが、そういうことを考えた場合に、この 2 万 7,000 円というのはなかなか大変だろうというふうに思いますが、その点について伺います。

それから、42 号、これは答弁がありましたけれども、私自身、率直に言うと、1,000 円というも

のについて、じくじたるものがあるんですよ。そういう、普通の市職員の場合は、これはないわけですね。2 キロメートルとか、3 キロメートルの方は。そういうことを考慮した場合に、果たして適当なのかどうか。これは、この後も議会等の相談の中でも話し合われると思うんですが、ほかの市でもやっぱりこれは 10 キロメートル未満 1,000 円というふうに、あるいは 1,500 円とか、そういうふうにしてやられているんですか。

それから、条例の第 58 号の関係です。よほどの不足でない限り取り崩しはしないという内容でしたので、何というか、ないというふうに考えていいわけですね。

それから、111 号であります。児童館であります。せっかくこういう条例をつくるわけですから、子供たちの育つ環境をできるだけよいものにしていくという立場からいうと、館をつくるということだけじゃなくて、指導員を配置して本当の児童館の活動機能ができるという、そういうものが必要だと思うんですが、そういう意味合いを込めての児童館設置条例なのかということ伺いたいです。たまたま今あるからということじゃなくて、将来的な方針を含めてつくられたと思っていいのかであります。

それから、125 号であります。公害防止条例で、現在はいいと。ただ、この中には、騒音とか、あるいは煤煙とか、そういうものがありますけれども、特定粉じんについてはないわけですね。これについて、将来的にはやっぱり考慮されなければならないというふうに思います。というのは、これからどンドンどンドン、建物の解体とか、出てくるわけですから。

以上について伺いたいです。

議長（榊原均君） 答弁ですけれども、ちょっと時間が 12 時 10 分前を切りましたので、答弁は午後からということで、1 時まで昼食のため休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど 17 番竹内賢議員の再質問がございましたけれども、最初の答弁で、一、二点答弁漏れがございますので、それも含めて答弁願います。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 条例第 57 号にかほ市税条例の中にあります入湯税についてでございますけれども、旧 3 町では、各施設により、休憩を伴う日帰りのお客様に対する対応が異なっておりました。施設によっては休憩料を伴う利用者から徴収していたり、鶴泉荘や金浦温泉保養センター設置条例のように、条例ごとに対応が異なっている施設がございました。そのため、平成 17 年度については、休憩を伴う日帰りのお客様に対しては旧町の運用方法を継続し、18 年度からはその運用面を統一していく予定でございます。御質問の日帰りのお客様でも、例えば立ち寄ってお風呂に入っていきというようなお客様に対しては、休憩を伴わない日帰り客に対しては徴収をしない予定でございます。

なお、鉱泉場がどのぐらいこの3町であるかと、鉱泉の浴場があるかということでございますけれども、旧仁賀保町には、まるご旅館いち糸1軒でございます。また、旧金浦町については、はまなす、金浦温泉が鉱泉の浴場になっております。旧象潟町については、サン・ねむの木、鶴泉荘、象潟シーサイドホテル、たつみ寛洋ホテル、蕉風荘というふうになって、合計で8カ所が鉱泉浴場の指定を受けている浴場になっております。

条例第58号のにかほ市国民健康保険税条例についてでございますけれども、不均一の課税の間は、旧町での予算となるため、医療費等の動向を見きわめて、3町とも引き下げと、また引き上げもあるかどうかしりませんが、基本的には、仁賀保町の3町のものについては確認をしているということでございます。引き下げも引き上げもあるということ確認しているということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、再質問でございますけれども、公告式条例でございますけれども、このものについては、合併協議の中でもいろいろ議論した項目でございますけれども、現在はそのような、当初お答えしたとおりの形でやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の、情報保護の関係のものでございますけれども、公務員の場合、このような条例のほかにも、地方公務員法の第34条の守秘義務を課せられているわけでございます。最近報道されました例は、公務で使用していたデータを自宅のコンピュータでウイルスに感染された個人のパソコンに入れて仕事をしている状況のことも考えられますので、個人情報外部に漏れたということのないような形で、個人情報を外部に持ち出すということは問題外であることから、こういうことのないように、職員のネット上の掲示板などで啓発して、これからこういうことのないような形で進めていきたいというふうに考えております。

また、委託業務の提携の中で、そういう契約上に規定しておりますので、契約をできるだけ遵守するような形で指導してまいりたいというふうに思っております。

42号の市議会の議員の報酬、弁償等でございますけれども、このものについては近隣の自治体のものも参考にいたして費用のほうを決めさせていただいておりますけれども、まず、この費用弁償についての考え方でございますけれども、費用弁償は、実費の弁償の意味を持っておりますけれども、その額は、厳密に、実際に要した経費と同額でなければならないということにはならないわけでございます。標準的な費用を基礎として、定額で支給されているのが自治体の実情の通例でございます。この旅費の中身は、交通費と雑費とされており、いわゆる通勤手当ではありませんので、この10キロメートル未満の対処については、そのような考え方から算定したということをお理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） まず最初に、基金の取り扱いについてでありますけれども、旧町の国保の財政事情によっては、医療費の値上げ等によりまして、やむを得ず基金で補てんしなければならない状態も考えられるわけでありまして、その場合には、旧町の税率を改正の上で、持ち寄った基金は統一される時点まで維持していこうということでありまして。例えば、旧金浦町の医療費等に見合う収入が足りなくなった場合、旧金浦町の基金を取り崩す状態になるかもしれませんけれど

も、不均一課税が統一される時点には、旧金浦町分の国保税の税率改正の上、持ち寄った基金、合併時に持ち寄った基金はそのままの額を維持して国保財政に持っていこうというものでございます。

続きまして、児童館への指導員の配置でございますけれども、この児童館につきましては、県単の事業として建設されたものでありまして、指導員の設置義務はないわけでありまして、今回、条例を制定した理由には、現在建物が設置されているため制定したわけでありまして、現状を踏まえまして、児童館の目的に沿っていない利用の仕方をしている箇所もありますので、その辺を精査いたしまして、条例の整備については考えてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、にかほ市の将来を担う子供たちが、安全で健やかに育つというのは我々市民の願っているところでありますので、児童館の設置、あるいはその他の施設を含めまして、児童にかかわる施策につきましては、新市の基本計画の中で考えていかなければならないことであるかと思っております。

それから、アスベスト問題についてでありますけれども、大変重要なことでありますが、にかほ市の公害防止条例の目的の中にも、市民の健康、あるいは生活環境の安全、それを図っていかなければならないわけでありまして、その目的達成のためには、事業者、行政、それから住民の責任が規定されておりますので、現在その中で、条例の中で解釈して対応してまいりたいと思っております。

また、厚生労働省のほうでも、アスベストの健康被害につきましては、法律を制定しようとする動きがあるように聞いていますので、国あるいは県の動向を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、監査委員事務局長、答弁をお願いします。

選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（佐藤正記君） 先ほど監査委員で識見を有する者の月額報酬が2万7,000円ということで、これが安いというふうな再質問でしたけれども、これは旧仁賀保町の例をとったもので、いずれこの後、市長が決まって、特別職の報酬審議委員会が開かれると思いますので、その際にどうなるかわかりませんが、いずれ、他の非常勤特別職との均衡を保って決定された額だと思っております。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 条例第71号のその他ずっと各条例についてですが、いわゆる収益金の、益金の整理についてというか、編入についてであります。今回出されました暫定予算書の中でも、19万6,000円の基金が計上されております。ただ、その基金が、歳入には出されましたけれども、歳出の中では明らかにされておられません。その説明を見ますと、例えば66号の財政調整基金、あるいは71号の山崎科学教育振興基金、それから中学校の建設基金、ここからの19万6,000円という説明でした。ところが、歳出の関係では、本来はこの66号、71号、69号、これらの益金については、それぞれの基金に積み立てをするというのが条例の趣旨であります。したがって、条例が今つくられるわけですが、これまでも、私のほうの町でもそういう例がありまして、指摘をし

た結果、入れているわけですが、条例の精神というものは、生かされて初めて条例になるわけですから、この益金の積立金についても、暫定予算であっても、その予算書の中で歳入が出された場合は、歳出も一緒に出されるべきだと思いますが、その点について伺って、質問を終わります。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） ただいま基金の関係で御質問がありましたけれども、基金には御承知のように、積み立て型と定額の運用型がございます。それで、毎会計年度、基金から生ずる収益及び基金の管理に関する経費については、歳入歳出予算に計上しなければならないということになっていますので、今回は暫定予算でございますので、計上しておりませんが、そういう趣旨を踏まえて、これから計上していきたいというふうに考えております。以上です。

【17番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号平成17年度にかほ市一般会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の質疑を行います。順番に質疑を許します。最初に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 2号議案では、歳出のほうになります。ページを先に言います。51ページです。51ページの3款民生費2項児童福祉費5目ひとり親家庭福祉費、簡単で結構ですから、この事業内容について質問します。

2つ目、75ページ、6款の農林水産業費3項水産業費7目みなとまち水産加工振興事業費、これについてもちょっときのう説明があったわけですが、これも簡単で結構ですから、事業内容、それから、これまでの経緯、今後の見通し、これについての説明を求めます。

最後、3つ目ですが、101ページの10款3項中学校費4目象潟中学校建替事業費、これに関連して、新聞報道で見たわけですが、中学校の建設地造成のために入札をしようとしたと。ところが、談合の疑いがあるために、この入札は延期したと、このような報道を見たことがあります。その経緯、内容、その後どうなっているか、問題点や今後の対策や課題などについて質問します。

以上です。

議長（榊原均君） 1点目、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 民生費、児童福祉費、ひとり親家庭福祉費の事業の内容の概要でありますけれども、これは、にかほ市福祉事務所組織規則第4条第2項第2号の中に、母子家庭における親子の生活の自立を支援する業務に従事してもらうために、母子自立支援員を置くことになっております。母子自立支援員は、母子及び寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づきまして設置するものでありまして、その職務については、母子及び寡婦家庭からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導をするということ。2点目に、同じく職業能力の向上及び給食活動に関する支援。3つ目に、各福祉資金貸し付けの受け付け、あるいは償還指導等、それに対しまして、そのような職務を担っております。予算につきましては、169万2,000円ほど計上しておりますけれども、うち150万円は母子家庭住宅の整備資金の貸付金でありまして、そのほかは自立支援員に関する報酬等の経費であります。以上です。

議長（榊原均君） 2点、3点、産業建設部長。

産業建設部長(金子則之君) 75ページのみなとまち水産加工振興事業費について御説明をいたします。みなとまち水産加工事業につきましては、地域水産加工品のブランド化の確立を契機として、地域全体の水産加工業の振興を図ることを目的とし、既存加工品のブランド化及び新製品の開発を振興してございます。

今まで、先進地視察を踏まえて、各種イベントや大会会場において、金浦地区のデンベイガレイなど試食アンケートを実施し、以後数種類の試作品をつくり、販売しております。また、加工技術の組織の運営方法などを学習しております。

今後については、各種イベントや大会等において一層の販売に努め、地域の特産品として販路の拡充を図りたいと考えております。数種類の試作品がありますけれども、デンベイガレイのほか、大豆とイカの組み合わせをした「イカのみめづくし」－イカ飯ですね、それから、魚と大豆を使ったウインナーソーセージの試作、さらに乾燥したアオサの加工品もありますけれども、色が脱色しないような方法など、いろいろな研究をしているところでございます。

続いて、102ページの象潟中学校建替事業に関連する建設地造成工事の報道の件について回答いたします。当該造成工事の発注に係る入札会を9月9日に予定し、準備を進めておりましたが、9月7日お昼ごろ、旧象潟町の助役から匿名で談合情報があったと聞き、早急に指名業者の代表者全員と連絡を取り、7日の3時ごろから6時ごろまでの間に時間を指定しまして、直接に関与、または聞いたことなどないか、あるかなどを聞き取りし、指名業者の代表者全員より関与していないことを確認しております。しかし、9月8日のお昼ごろ、数社の新聞社から談合情報の連絡が入り、助役を議長とする指名調整会議の協議の結果、このままでは公正な入札ができないと判断しまして、入札会を中止と決定したものであります。9月9日の新聞、朝刊には、質疑のとおり報道がされてございます。

その後、当初の造成工事の内容を変更しまして、あわせて、指名調整会議の協議の結果、象潟、金浦、仁賀保の3地区の業者、6業者でありますけれども、指名するとともに、合わせて11社で9月21日に入札会を実施しまして、それぞれ請負契約を締結しております。工期は9月26日から12月20日までで、現在は順調に工事が進められております。

工事に係る談合疑惑が生じる問題点といたしましては、地元業者の育成の観点から行う恒常的に地元業者のみへの指名などが考えられますが、今までも、談合を誘因する可能性のある機会を排除するため、指名業者を一堂に会しての現場説明を行わない、また、入札参加者の公表を行わない、加えて、入札結果を公表することにより、公正性、透明性を、住民全体でこれを注視するようにいたしております。加えて、今後も、法、条例、規則など、入札者が守るべき事項を取りまとめた入札心得などを配付するなど、談合疑惑再発防止のための周知を図るとともに、さまざまな入札方式、入札制度の研究に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(榊原均君) 村上次郎議員。

23番(村上次郎君) 談合の疑いがあるというふうに指摘されて事情聴取をしたと、ところが、そういう問題はなかったと、こういうことだったようですけれども、そうすると、延期した理由は、新聞社で問題の指摘をしたと、そのことだけに尽きるのかどうか。それから、もう一つは、指名競

争入札にした理由について、その2点お尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 一応指名業者の方々から、みんな一人一人時間を指定しまして聞き取りした結果については、特段そのようなお話、報道されるようなことはないというふうに確認したわけでありましてけれども、その後、いろんな情報が新聞社から、3社から情報があつたというふうなところ、それが8日というふうなことでありまして、これも7日に確認したわけけれども、また、翌日の8日というふうなことで情報があつたというふうなことで、できなかったというふうなことであります。

指名競争の理由でございます。当初そのような疑惑の報道があつたというふうなことで、11社というふうな指名をしたわけでございますけれども、やはり象潟地区だけでなく、金浦、仁賀保地区の業者を入れまして、競争性を高めるというふうなことも一つの理由でございます。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 大体わかったような、ちょっとはつきりしないような感じですが、最初指名した業者と、2回目に、延期した後に行った指名業者とは全く同じなのですか。それから、あるいはふえた、減った、そういうことがあるのかどうか。

それで、先ほどの今後の対策について、公表の透明性、あるいは一堂に会さない現場説明、こういふことで談合は行われぬというような確信を持てる状況なのかどうか、その点についてもお尋ねします。

それだけで質問を終わります。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 当初、象潟地区の業者7社で入札会を行おうというふうなことでありましたけれども、やはりそのような疑惑というふうなところで、象潟地区の建設業界の方も入っておりましたので、7社のうちに入っておりましたので、会長、それから副会長という立場の方からはひとつ疑惑の報道というふうなことから、少しけじめといたしましょうか、その辺のところでは指名はしなかったと、2回目については、それから、その後の入札会については、先ほど言いましたように、金浦地区、仁賀保地区の6社を入れて11社で入札会を行ったということでございます。

議長（榊原均君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最初に、暫定予算の予算編成の主眼ということでお伺いしておりますが、きのうの職務執行者の答弁の中で大体わかりましたが、何かそれに加えて補足するようなことがありましたら、お願いします。

加えて、歳入歳出の差が結構あるわけです。一時借入を当てても、なおかつ1億円程度が歳入不足になっているということ、数字上はそういうふうになるわけで、その辺の予算のシステムをどういふふうに理解すればいいのか、御答弁をお願いします。

それと、きのうのいろいろな説明の中で、市への移行予算と、今回の繰入額という言葉が盛んに出ておりますが、単純に留保財源があるのかなという気がするんですが、その辺のシステム上の説

明をお願いいたします。

次に、地方交付税の中身ですが、きのうの説明では、3町分は確定したということなんですが、市への、新市への移行に伴って、新たな地方交付税の算定基準が変わるのではないかという気がするんですが、その辺は変わらないでことしいっぱいいいくのか、あるいは変わって、まだ半年ありますから、合併と同時に算定基準が変わって、新たな市としての地方交付税が発生するのか、あるいはもう確定して、これ以上の地方交付税の増減はないのかどうか、その点を伺いたしたいと思います。

それから、各工事請負費が相当あるわけです。きのうの説明で大体わかったんですが、何点かお聞きします。45ページの社会福祉総務費の中で、1,800万の内訳として、忠霊塔の移転というのがあるようですが、これの正確な中身と、どこからどこに移転するのか、移転だけで1,800万円はちょっと高いのではないかなという気がします。この辺の中身について、もう少し伺います。

それから、59ページの環境衛生費の中の2億6,480万、象潟に今建設中の斎場費ということで伺っておりますけれども、これの完成期日と、それから完成後の利用は、建設する段階では、旧象潟町単独ということで、完成の暁は、にかほ市ということになるんですが、その利用について、旧金浦・仁賀保町の方ももちろん利用できるということになるのかどうか。

それとあわせて、先ほど出ましたけれども、旧仁賀保町と由利本荘市でやっている斎場の関係の利用は、旧象潟町の住民が今度利用するということになるのかどうかということですね。

それから、83ページの道路橋梁新設改良費6,500万ほどありますが、これの説明は、きのうなかったようですが、説明をお願いします。以上です。

議長（榊原均君） それでは、順を追って答弁をお願いします。最初に、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 佐々木議員にお答えをしてみたいと思います。

最初に、新市の移行予算についてでございますけれども、そのものについては6ヵ月間の財源があるというふうに御理解をいただきたいと思います。そして、その中から3ヵ月間分を暫定予算として計上したということでございますので、例えば交付税、税収でも、7億新市に移行する予算ということは、これから7億の歳入が見込まれるものというふうに理解していただきたい。そして、移行予算というのは、3億5,000万ですと、その半分が移行された。ですから、もう3億5,000万は、本予算で歳入としてまた計上されるものであるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

それから、地方交付税ですけれども、このものについては、既にもう確定した数値というふうに御理解していただきたいと思えます。また、一時借入につきましては、支出負担行為等を行っております。ですから、旧3町で支出を行ったものが入っておりますので、一時借入の限度額として、歳入歳出の収支の均衡はとれないこととなりますので、その辺についても御理解をいただきたいというふうに思っております。

あと、予算編成については、きのう市長職務執行者が御提案したとおりの中身になっておりますので、省略をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） まず、予算関係ですけれども、45ページの社会福祉総務費の工事請負

費でありますけれども、現在、旧仁賀保町の平沢小学校わきの望海公園というところがありますが、その中に建っています忠霊塔を国道7号線沿いの墓地公園ですか、墓地公園のほうに移設する工事です。移設しなければならない理由といたしましては、老朽化したことと、また、墓地公園は市民の集う場所としても活用されていますので、市民の目に触れる場所が適当でないだろうかということで、移設を考えたものであります。

経費については、1,800万かかるということで理解していただきたいと思います。

それから、環境衛生費の斎場の利用方法でございますけれども、市民は原則としてどこでも利用可能ということで、旧仁賀保町、旧金浦町、旧象潟町、皆さん市民でありますので、当然利用できると。ただし、近くの施設が便利 — 便利というのはおかしいんですけども、そちらのほうで利用するようになると思っております。

それから、竣工予定ですが、平成18年3月に竣工する予定です。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 83ページの3目の道路橋梁新設改良費の中の工事請負費6,593万4,000円の内訳であります。これについては、象潟地域について道路の拡幅工事1カ所です。これは、川袋地区でございます。それから、仁賀保地区につきましては、道路拡幅工事が2カ所でありまして、田抓・畑2号線と中野線の道路の拡幅となります。金浦地区につきましては、舗装工事が3カ所、側溝工事が8カ所、道路のり面工事が2カ所です。以上でございます。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 1点だけ。工事請負費に関して、旧象潟町では、期間を区切って一覧表を、要するに、どの業者がどの区間、あるいはどういった工事を幾らで終わったというような一覧表をいただいているんですが、にかほ市になっても、そういったことは情報公開として継続していくということでの理解でよろしいのかどうか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えします。先ほど竹内賢議員にもお答えしたとおりでありまして、これからも従来の象潟の公開したもののような形で、これからもやっていきたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） 次に、17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 最初に、私の質問の中で、1点目については、1つ目の工事の関係については、佐々木正己議員が聞いておりますから、この点については省きます。

2つ目は、今後の予算の編成について、学校予算等についても、各学校ごとの予算がわかるような予算書ができないのかどうか。小学校予算とか中学校予算ときても、どこが何だかわかりません。もう少しやっぱり、あるいは説明書を出して、その中でわかるようなそういう方策がとれないものかについて、予算書の書き方についての性格について伺いたいと思います。

それで、具体的な質問に入ります。ページ数が29ページであります。初めて聞く名前で、全員協議会の際にもちょっと聞いたんですけども、恩給条例払込金というのがあります。これは、物を見ますと、昭和37年12月1日以前に地方公共団体の公務員であった者が対象のようですという

ふうにしていますが、当市の場合は、その条例をつくる根拠になった対象人員というのはどのくらいなのか。あるいは、この払込金がいつまで続くのか、やめる時点というふうになるわけですが、そういう見通しについて伺います。

それから、38 ページであります。住民基本台帳についてです。これは全国的にも非常に評判が悪くて、大きいいわゆる財政負担を強いながらというふうにあります。当市の場合、旧象潟町では、15 年度が 15 枚、住基カードです。16 年度が 1 枚、そういう状況でした。にかほ市として、いわゆる今予算を、これは委託料だと思えますけれども、35 万 6,000 円出しておりますが、見込みと、現在までの状況がおわかりでしたら、伺いたいと思います。

それから、53 ページであります。いずれ、扶助費 6,167 万 8,000 円、生活とか、住宅とか、教育とか、医療などの扶助だという説明でした。町の場合は、全部国、県からの予算が来るわけですが、市になった場合は、これは 5 分の 1 ですか、が市の持ち出しになるわけです。そういう関係から言うと、将来的にどの程度の持ち出しに、持ち出しというか、市負担になっていくのか、町と比べた場合、伺いたいと思います。

あと、もう一つの質問がありましたけれども、3 の 1 の 1 の 15 については、先ほど触れられましたから、割愛いたします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 専決第 2 号の、学校ごとの予算編成ができないかという御質問でございますけれども、学校予算については、御承知のように、合併前は旧象潟町と旧金浦町が学校単位で予算を編成しているようでございます。旧仁賀保町については、小学校費、中学校費という形で予算を計上しておりました。今回、暫定予算の編成作業の過程で小・中学校、小学校費、中学校費として計上したほうが、予算の効率化と合理的な執行が確保されるという観点から、旧仁賀保町方式を採用いたしております。本年度は、合併初年度でありますので、組織機構と予算執行体制の調整を図りながら検討をこれから重ねていきたいというふうに考えております。

予算の編成過程の中で、効率化と合理的な執行が確保されるようであれば、そのものについては、今、お話ししたような形にさせていただきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

2 つ目の恩給でございますけれども、何人いるのかということで、平成 16 年度の恩給条例の給付者は 55 名です。それに対して払い込みの組合の組合者数は、にかほ市では 340 名です。いつまで続くのかという御質問ですが、そのものについては、私は、いろんな形で、昭和 37 年以前の方が 55 名いますけれども、いつまでというのはちょっとわかりませんので、お答えできないというふうに思っております。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） まず初めに、住民基本台帳カードの発行状況でございますけれども、電子政府、電子自治体の基盤ということで、住基ネットが構築されているわけですが、これまでの発行実績は、旧象潟町が 7 枚、旧金浦町が 9 枚、旧仁賀保町が 21 枚の合計 37 枚であります。

それで、今後の見通しにつきましてですが、今後 IT が進んでいくことを考えれば、徐々

に利用する市民もおるのではないかと考えております。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 申しわけありません。1つ、私、漏らしてしまいました。ページが33ページです。今、話題を呼んでいます、吉本新喜劇、いわゆる合併を祝っての住民からの発意というか、そういう関係での行事がつくられているわけですけれども、本来であれば、今の暫定予算じゃなくて、前のほうの、いわゆる各町の負担というか、割合というか、そういう関係になるのかなと、こういう大きい行事については、ぼんと出てきたものではないと思うんです。したがって、全体計画については把握をしていませんから、全体の予算がいわゆるどのくらいであって、そして、今回215万でしたか、そういう予算になっているわけですけれども、それら全体計画について伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。

きのうの予算の説明でもいたしましたけれども、10月29日に午後1時と午後4時の昼夜の2回の公演でございます。入場料が3,500円で、前売り券が3,000円でございます。出演者については、テレビで活躍しておりますオール阪神巨人、B & B、三瓶ほかの豪華メンバーになっております。

予算についてでございますけれども、事業費といたしましては、約1,172万ほどの事業費の収入の部になっております。入場券の詳細について申し上げますけれども、入場券の売り上げが1,252人ほどで787万5,000円、そして、商工会の事業費として約205万ほど入ってくるようになっております。また、同じく青年部から30万、そして市の補助金として150万でございます。

それで、支出の部でございますけれども、主なものを申し上げます。公演料が約822万5,000円でございます。それから、パンフレットの印刷費が37万5,000円ほど、会場整備費が、楽屋等を仕切らなければならないということで15万ほど、そして、公演会場の借り上げ代、またオーディションの会場費、そして、音響、照明が約80万ほどの借り上げでございます。もろもろを入れて、歳入歳出1,172万ほどの予算の計画になっております。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 生活保護の扶助費についてでありますけれども、これまでは生活保護費については、国が4分の3、県が4分の1の負担割合で支給されてきたわけでありまして、これからは県負担分が市の負担分になりまして、この負担分については、地方交付税算入されることになっております。ただし、その算入率については、現在のところどれくらいになるか、推測できませんけれども、4分の1については、市の極端な負担増にはつながらないのではないかと考えております。

以上です。

議長（榊原均君） これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定予算の専決処分
の報告及びその承認についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の質疑を行います。22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） これは診療所の暫定予算ですが、1番の事業全体の概略と3番の工事請負費については、今までの説明でわかりました。

2番について伺います。雑入9,640万ありますが、先ほどの説明ですと、年間の黒字が大体2,300万ぐらいだということです。これが全部黒字かなということ、随分今回は繰り入れされる雑入が多いかなと思うんですが、この辺について、1点。ちょっと、これが全部黒字だとすれば、すごいと思うんですが、中身について伺いたいと思います。

それから、小出、院内とも診療所が大変新しくて立派ですが、この建設費の返済については、この施設単独でなくて、一般会計のほうから出ているのでしょうか、施設のほうから出ているのでしょうか。2点です。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 雑入の9,640万円ですけれども、これは9月末における剰余金の見込み額を計上したものであります。

それから、施設の返済ということですが、これは、すべて返済は施設勘定から支出することになります。以上です。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 今のこの9,640万が、大体出納閉鎖の際に、今までの黒字の額からいくと、大分少なくなると、最終的にはこの額よりも少なくなって大体2,000万程度になるであろうということを私自身は思うんですが、そういった理解でよろしいでしょうか。それとも、黒字がもつとふえるということになりますか。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

しばらく休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時5分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 勉強不足のため、貴重な時間申しわけありませんでした。年度当初に9,000万円の財政調整基金が繰り入れられており、事業費等については支払いがまだ行われていません。年度末になりますと、通常の繰越金が発生するものと思っております。

ちなみに、財政調整基金の残高ですけれども、17年度取り崩し後、1億2,500万円ほどの基金残がございます。以上です。

議長（榊原均君） これで、議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 6 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号）の質疑を行います。17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 1 点だけ伺いたいと思います。47 ページであります。4 億 2,180 万円の工事請負費についてであります。今まで私たちは、組合議会にそういう予算とか全部やられておったわけですけれども、この工事請負契約が成立しているものについて、全部が全部でなくてもいいですから、特徴的なものについての予定価格と落札価格について、把握してありましたら、伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） お答えいたします。工事請負契約の各工事の予定価格と落札価格についてでございますけれども、平成 17 年度の上期、9 月末までであります。工事発注に伴う落札等でございます。今まで工事請負金額 4 億 2,180 万円ありますけれども、発注進捗率は 76% であります、金額にしまして。そのうち 12 件発注してございます。

一番初めのものなんです、1 件目、予定価格が 2,446 万円に対しまして、落札額が 2,404 万 5,000 円です。落札率が 98.28%、予定価格に対する落札率が 98.2%。ちなみに、設計額に対する落札率は 92.94% です。

もう一点、5 番目の事業についてです。予定価格が 2,394 万円、落札額が 2,362 万 5,000 円ということで、落札率は 98.68%、設計額に対する落札率が 92.46%。

まだありますけれども、よろしいでしょうか。－ 以上でございます。

議長（榊原均君） これで議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）から議案第 10 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 10 号）までの 4 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 7 号から議案第 10 号まで 4 件の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 11 号）の質疑を行います。23 番村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） 水道事業会計ですけれども、11 ページになります。11 ページ、第 2 条業務の予定量のうち、主な建設改良事業に石綿セメント管更新事業とありました。しかし、これは、17 番竹内議員の質問の答弁にほとんど入っておりますので、若干内容については答弁は省略していただいて結構です。

更新に当たっての作業、あるいはその対策等、厚生労働省でいろいろ保安準備等も進めているわけですが、答弁の中に、水道管を使つてのアスベストの混入、飲み水等の関係では心配がないというような厚生労働省の話だということでしたけれども、この点についてですが、実は、この石綿問題は、政府の海外での危険、そういうものを察知、あるいは報告を受けながら放置してきたという、大変基本的な大きな間違いがあるわけです。薬害の問題でもそのとおりです。これを何回も繰り返してきているわけですから、水道事業関係では、これはここだけの問題でないわけですが、全県、全国的な問題として、厚生労働省の安心・安全の報告、あるいは宣言は、本当にそれでいいのでしょうか。これはやはりもう少し角度を変えながら確認していく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。したがって、そういう調査、あるいは情報の入手、そういうことをしていくのかどうかに限って質問します。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） ただいまの御質問にお答えします。私ども、水道管、石綿セメント管、水道事業の創設当時、ほとんど使っており確認をしております。現在、この予算書にあります、旧金浦町で実施しておりますセメント管の入れ替え工事ですが、これは、浄水場から配水地までの主に導水管、そういうものの入れ替え工事でありまして、現在平成 14 年度から 18 年度まで実施するというところで工事を施工しているようでございます。

私ども、今話題のアスベストなものですから、一応、今の情報を入手しておりまして、WHO、それから厚生労働省等の見解をここに持っておりました。それで、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べて、経口摂取に伴う毒性は極めて小さいと。飲料水のアスベストについては、健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要はないということでもありますけれども、先般、男鹿市の長く水道事業に携わってこられた方がそういうものにかかったというふうなことを考えますと、私ども管の入れ替え工事等で、今はほとんどビニール管でございますが、それとの接合する工事で、前後を若干、アスベスト管を切断をしてつなぐ必要があります。そのときに粉じん等がどうしても発生します。そういうものには、管をぬらすとか、水をかけるとか、作業員に防じんマスクをつけさせるとか、そういうふうなことをしながら工事の施工をさせていかなければならないのじゃないかなと考えております。管そのものは、必要でない管のものは土中に埋め戻しになりますので、直接外気に触れるというふうなことで、アスベストが飛散をするというふうなことはないかと考えていますけれども、そういうことで、私ども工事を施工していかなければならないのじゃないかなと。そういうことで、それ以外のいろんな技術面については、この後も厚生労働省のいろんな情報を見ながら対応していかなければならないのかなということと考えております。以上です。

議長（榊原均君） よろしいですか。 — これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号にかほ市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 12 号）の質疑を行います。16 番佐々木正勝議員。

16 番（佐々木正勝君） 指定金融機関の件について伺いますが、金融機関の指定が議題に上がるということは数あることではございませんし、私も初めてでございますので、お伺いいたしますが、1 つに、地域内に幾つかの金融機関があるわけでございますが、北都銀行の指定に当たってのその

経緯についてお伺いいたします。

それから、自治法の施行令に、指定金融機関の指定に当たっては、金融機関は担保を提供しなければならないとありますが、そうした指定契約についての内容について伺います。

また、施行令には、都道府県については義務化されておりますが、市町村においては任意となっております。そうした関係から、現在、旧3町にそれぞれの地元の金融機関の支援として、数カ所に預金利用していることと思っておりますが、今後これらの他機関への預金はどう処置されるのか、これも収入役の権限でなるのかどうか分かりませんが、これらについてお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、収入役職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） それではお答えします。指定金融機関が北都銀行に決まった経緯につきましては、総務部長のほうからお答えいただくとして、担保と、それから担保金の額ですが、これは10月1日付で指定金融機関の北都銀行と契約を締結しております。

その契約書の中で、第9条担保という条文で、指定金融機関の株式会社北都銀行は、額面100万円の現金または有価証券を担保として、にかほ市に提供するものとあります。さらに、担保の種類は両者協議の上定めるものと規定しております。この契約書に基づきまして、双方協議の上、担保金を100万円、それから担保の書類を現金と定めまして、契約締結と同時に受領しております。

それから、質問のほうにありましたペイオフとの関連性につきましては、担保とペイオフ1,000万円までの預金保証との直接の関連性はありません。ですけれども、平成17年4月1日にペイオフが全面解禁されたことに伴いまして、公金・預金の管理・運用に関し、自己責任が問われております。これを受けまして、旧町単位でもペイオフ対策は講じておりましたので、引き続き、にかほ市としましても、金融機関の経営状況に留意しながら、安全かつ有利な運用に努めていきたいと考えております。

それから、預金先のことですけれども、基金、それから普通預金があります。それで、歳計現金という普通預金のほうは、北都銀行が指定金融機関になりまして、総括店が象潟支店となっておりますので、そこに口座といいますか、一本化しております。ただ、基金の定期預金につきましては、それぞれ旧町単位で指定金融機関も違いましたので、また、その長い歴史で、付き合いのある金融機関等もありますので、現状のまま、満期日を迎えるまではまずそのままに旧町単位に預金しておきたいということを、前任の方とか、旧仁賀保町、旧金浦町と相談しまして、そのようにしていきたいと考えております。

ただ、財政調整基金、それから国保財政調整基金につきましては、預金先を一本化したほうがいいということで、北都銀行象潟支店のほうにまとめて預金しようとしておりますが、その他の基金につきましては、原則といいますか、今までどおりの預金先にそのまま預金していきたいと、いずれ収入役が決まれば、それは考えていくことだと思いますけれども、現段階ではそのように考えております。以上です。

議長（榊原均君） それでは、指定金融機関の決定の経緯につきまして、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 合併協議に当たりまして、社会的情勢等を考慮しながら決めた経緯がございますけれども、旧仁賀保町も北都銀行さんが指定金融機関でございました。そして、旧象潟

町さんも北都銀行が指定金融機関ということで定めておりましたけれども、3町長で協議した結果、内定したものであります。そのものについて、第26回の合併協議会で確認された事項でございます。

議長（榊原均君） 佐々木正勝議員。

16番（佐々木正勝君） わかりましたけれども、今、収入役職務代理者に伺いますが、こういうペイオフとか、あるいは各金融機関を利用するということは、すべて収入役の権限で行われようとするものなのか、未熟ですが、その点について伺います。すべて収入役の権限にかかるということでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、収入役職務代理者。

収入役職務代理者（斎藤乃里子君） 公金の運用管理につきましては、収入役の職務となっておりますので、収入役だけではあれですけれども、財政担当とか、そういう係とも相談しながら、主に収入役の権限でできるものと解釈しております。

議長（榊原均君） これで、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の名称変更の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）から議案第17号本荘由利広域市町村圏組合にかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認について（専決第17号）までの5件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第13号から議案第17号までの5件の質疑を終わります。これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

議案第1号にかほ市役所の位置を定める条例ほか193条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第1号の討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号にかほ市役所の位置を定める条例ほか193条例の制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第2号平成17年度にかほ市一般会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議

ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号平成17年度にかほ市一般会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第4号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を行います。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第5号平成17年度にかほ市老人保健特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号平成17年度にかほ市老人保健特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第6号平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びそ

の承認について（専決第 6 号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 6 号の討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 7 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）から議案第 10 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 10 号）の 4 件の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで、議案第 7 号から議案第 10 号までの 4 件の討論を終わります。

これから議案第 7 号から議案第 10 号までの 4 を一括して採決します。お諮りします。議案第 7 号から議案第 10 号までの 4 件は、いずれも原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）から議案第 10 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 10 号）までの 4 件は、いずれも原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 11 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 11 号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 11 号の討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計暫定予算の専決処分の報告及びその承認について（専決第 11 号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 12 号にかほ市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 12 号）の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号にかほ市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 12 号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 13 号字の名称変更の専決処分の報告及びその承認について（専決第 13 号）から議案第 17 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認について（専決第 17 号）までの 5 件の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで、議案第 13 号から議案 17 号までの 5 件の討論を終わります。

これから議案第 13 号から議案第 17 号までの 5 を一括して採決します。お諮りします。議案第 13 号から議案第 17 号までの 5 件は、いずれも原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号字の名称変更の専決処分の報告及びその承認について（専決第 13 号）から議案第 17 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の専決処分の報告及びその承認について（専決第 17 号）までの 5 件は、いずれも原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 18、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について会議規則第 102 条の規定によって閉会中の継続審査について申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 17 年第 1 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 2 時 35 分 閉 会

本会議録はその正確なるを証明するため署名する

平成 年 月 日

臨時議長

議会議長

署名議員

署名議員